

三重県水産業協同組合法施行規則

令和3年4月

三重県農林水産部
水産振興課

目 次

三重県水産業協同組合法施行規則	1
三重県水産業協同組合法施行規則に関する取扱要領	1 7
別表 1	2 3
別表 2	1 0 3

三重県水産業協同組合法施行規則

三重県水産業協同組合法施行規則

(平成30年5月11日三重県規則第58号)
改正 平成31年3月29日三重県規則第23号
令和元年5月17日三重県規則第3号
令和2年12月1日三重県規則第70号

(趣旨)

第1条 この規則は、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「法」という。）の施行について、水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号。以下「政令」という。）、水産業協同組合法施行規則（昭和58年農林水産省令第45号。以下「省令」という。）及び漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成5年大蔵省・農林水産省令第2号。以下「信用事業命令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において「組合」とは、漁業協同組合及び水産加工業協同組合（これらが県の区域を超える区域を地区とするものを除く。）並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（これらが県の区域又はその区域を超える区域を地区とするものを除く。）をいう。
- 2 この規則において「生産組合」とは、県内に主たる事務所を有する漁業生産組合をいう。
- 3 この規則において「出資組合」とは、定款の定めるところにより、組合員に出資をさせる組合をいう。
- 4 この規則において「組合員」とは、漁業協同組合及び水産加工業協同組合の組合員並びに漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会の会員をいう。
- 5 この規則において「生産組合員」とは、漁業生産組合の組合員をいう。
- 6 この規則において「総会等」とは、総会及び総代会をいう。
- 7 この規則において「資源管理事業」とは、法第11条第1項第1号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）又は法第87条第1項第1号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。
- 8 この規則において「信用事業」とは、法第11条第1項第3号及び第4号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、法第87条第1項第3号及び第4号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）、法第93条第1項第1号及び第2号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）又は法第97条第1項第1号及び第2号の事業（これらの事業に附帯する事業を含む。）をいう。
- 9 この規則において「共済事業」とは、法第11条第1項第12号の事業（この事業に附帯する事業を含む。）又は法第93条第1項第6号の2の事業（この事業に附帯する事業を含む。）をいう。

(設立認可申請)

第3条 発起人は、法第63条11項（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、組合の設立の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、創立総会の終了後遅滞なく、知事に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
- (3) 事業計画書
- (4) 設立経過報告書
- (5) 法第59条（法第96条第4項において準用する場合を含む。）、第90条及び第99条に規定する発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）

- (6) 法第60条（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書及び設立準備会公告の写し）
 - (7) 法第61条（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）に規定する設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の写し）
 - (8) 法第62条（法第92条第4項、第96条第4項及び第100条第4項において準用する場合を含む。）に規定する創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録謄本）
 - (9) 役員選挙録謄本及び役員就任承諾書の写し
 - (10) その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書等）
- 2 発起人は、漁業協同組合の設立とともに、漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするときは、第5条第4項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

（設立登記の完了の届出）

第4条 組合は、組合等登記令（昭和39年政令第29号。以下「登記令」という。）第2条の規定による登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

（定款変更の認可申請等）

第5条 組合は、法第48条第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、定款変更（第5項の規定による届出に係るものを除く。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 変更理由書
 - (2) 変更条文の新旧対照表
 - (3) 定款の変更を決議した総会等の議事録謄本
 - (4) 事業計画書（事業の追加又は廃止、出資1口の金額の増減等組合経営に係る定款変更の場合に限る。）
- 2 出資組合は、出資1口の金額を増加しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、全組合員の同意があったことを証する書類を添付しなければならない。
- 3 出資組合は、出資1口の金額を減少しようとする定款変更の認可を受けようとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 法第53条第2項第2号に規定する当該出資組合の計算書類
 - (2) 法第53条並びに第54条第1項及び第2項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定による手続を完了したことを証する書類
- 4 漁業協同組合は、新たに漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする定款変更の認可を受けようとするときは、第1項に掲げる書類のほか、法第17条の規定に基づき、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の3分の1以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを証する書類
 - (2) 組合員の3分の2以上の書面による同意（法第17条第3項に規定する電磁的方法による同意を含む。）を得たことを証する書類
- 5 組合は、法第48条第4項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる事項に係る定款変更をしたときは、届出書に変更後の定款のほか、第1項第1号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (1) 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更

(2) 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

6 組合は、定款変更の認可を受けたときは、変更後の定款を提出書に添えて、知事に提出しなければならない。

(通常総会又は通常総代会の開催延期の届出)

第6条 組合は、法第47条又は第52条第6項において準用する第47条(これらの規定を法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通常総会又は通常総代会の招集が、定款に規定する期間内に不可能となったときには、届出書にその理由及び開催予定日を記載した書類を添えて、知事に届け出なければならない。

(総会等の延期又は続行の届出)

第7条 組合は、法第50条の3(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)又は第52条第6項において準用する第50条の3(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定による総会等において、総会等の延期又は続行の決議をしたときは、届出書に決議をした理由を記載した書類及び総会議事録謄本を添えて、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定は、総会の部会について準用する。

(決議事項の届出)

第8条 組合は、総会等において、次に掲げる事項を決議したときは、届出書にその議事録謄本及び議案内容が分かる書類を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

(1) 定款の変更

(2) 規約、資源管理規程、信用事業規程及び共済規程の設定、変更及び廃止

(3) 毎事業年度の事業計画の設定及び変更

(4) 経費の賦課及び徴収の方法

(5) 次に掲げる事業の譲渡等に係る事項

イ 事業の全部の譲渡

ロ 信用事業、法第11条第1項第5号若しくは第7号の事業(これに附帯する事業を含む。)又は共済事業の全部若しくは一部の譲渡

ハ 共済契約の全部又は一部の移転(その一部の移転にあつては、責任準備金の算出の基礎が同じである共済契約の全部を包括して移転するものに限る。)

(6) 事業報告、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案並びに注記表

(7) 毎事業年度内における借入金の最高限度

(8) 毎事業年度内における理事及び監事の報酬(定款に記載する場合は除く。)

(9) 役員に対する損害賠償責任の減免並びに理事及び監事の退職慰労金

(10) 漁業権又はこれに関する物権の設定、得喪又は変更

(11) 漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則又は遊漁規則の制定、変更及び廃止

(12) 漁業権又はこれに関する物権に関する不服申立て、訴訟の提起又は和解

(13) 育成水面の設定、変更及び廃止

(14) 育成水面利用規則の制定、変更及び廃止

(15) 漁業協同組合連合会その他の団体の設立の発起人となり、それらの団体へ加入し、又はそれらの団体から脱退すること。

(16) 組合の事業を行うため必要がある場合において、会社の株式を取得し、又は団体(漁業協同組合連合会、全国共済水産業協同組合連合会、農林中央金庫、漁業信用基金協会及び漁業共済組合を除く。)に対して出資若しくは出えんをすること。

(17) 組合員の除名

(18) 余裕金を預け入れる銀行、余裕金をもって取得する農林中央金庫が発行する債券以外の金融債券並びに債券、金銭信託及び受益証券の種類

(19) 総会の部会の設置

(資源管理規程の設定又は変更の認可申請等)

第9条 組合（水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第11条の3第1項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、資源管理規程の認可又は変更の認可を受けようとするときは、申請書に資源管理規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 資源管理規程の設定又は変更の理由を記載した書類
 - (2) 資源管理規程の設定又は変更を決議した総会等の議事録謄本
 - (3) 資源管理規程の対象となる水面において当該規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意（法第11条の3第4項に規定する電磁的方法による同意を含む。）を得たことを証する書類
 - (4) 海洋水産資源開発促進法（昭和46年法律第60号）第13条第1項の資源管理協定又は漁業法（昭和24年法律第267号）第105条の漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が組合に存するときは、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書類
- 2 資源管理事業を行う組合は、資源管理規程の変更の認可を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 変更条文の新旧対照表
 - (2) 資源管理規程に記載された資源管理規程を変更する場合の手続に従って行われたことを証する書類
- 3 資源管理事業を行う組合は、政令第3条第3項の規定により、資源管理規程を廃止したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (1) 資源管理規程の廃止の理由を記載した書類
 - (2) 資源管理規程の廃止を決議した総会等の議事録謄本
 - (3) 資源管理規程に記載された資源管理規程を廃止する場合の手続に従って行われたことを証する書類

(信用事業規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第10条 組合は、法第11条の5第1項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の認可を受けようとするときは、申請書に信用事業規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 信用事業規程の設定の理由を記載した書類
 - (2) 信用事業規程の設定を決議した総会等の議事録謄本
- 2 信用事業を行う組合は、法第11条の5第3項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業規程の変更又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- (1) 信用事業規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
 - (2) 信用事業規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録謄本
 - (3) 信用事業規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表
- 3 信用事業を行う組合は、法第11条の5第4項（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、次に掲げる理由による信用事業規程の変更をしたときは、届出書に変更した信用事業規程のほか前項第1号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (1) 法第11条の6（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けて行う外国銀行代理事業に係る事項
 - (2) 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

4 信用事業を行う組合は、信用事業命令第5条第4項の規定により、信用事業方法書の設定、変更及び廃止をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 信用事業方法書
- (2) 信用事業方法書の変更にあつては、新旧対照表
- (3) 当該方法書の設定、変更又は廃止を決議した理事会の議事録抄本

(地方公共団体等に対する貸付けの最高限度の認可申請)

第11条 信用事業を行う組合は、法第11条の7（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員及び他の組合の組合員以外の者に対する貸付けの総額の最高限度の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 理事会の議事録抄本
- (3) 法第11条第10項に規定する資金の種類、貸付先及び貸付額を記載した書類

(信用供与等限度額を超える信用供与等の特例の承認申請)

第12条 信用事業を行う組合は、法第11条の14第1項ただし書又は同条第2項において準用する同条第1項ただし書（これらの規定を法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、同一人に対する信用供与等限度額の超過についての承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 理事会の議事録抄本
- (2) 理由書
- (3) 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- (4) 信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びその占有率の推移について記載した書類
- (5) 信用供与等限度額の超過を解消するための組合の方針を記載した書類

(役員等の兼職又は兼業の認可申請)

第13条 信用事業を行う組合の代表理事、常務役員及び参事（以下「役員等」という。）は、法第34条の5第1項ただし書（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、役員等の兼職又は兼業の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 履歴書
- (3) 組合における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書類

2 役員等が、他の組合又は法人の常務に従事しようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、他の組合又は法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 常務の処理方法及び組合との取引その他の関係を記載した書類
- (2) 定款
- (3) 最終の業務報告書又は事業報告書
- (4) 貸借対照表及び損益計算書
- (5) 剰余金（利益）処分計算書又は損失金（損失）処理計算書
- (6) その他最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類

3 役員等が、現在営んでいる事業（漁業を含む。次項において同じ。）を継続して営もうとするときは、第1項各号及び前項第6号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 現在営んでいる事業の種類及び方法
- (2) 申請の日から起算して1年間における取引及び収支の予想を記載した書類

4 役員等が、事業を新たに営もうとするときは、第1項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 新たに営もうとする事業の種類及び方法
- (2) 事業開始後1年間における取引及び収支の予想を記載した書類

(共済規程の設定、変更又は廃止の認可申請等)

第14条 組合（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。以下この条において同じ。）は、法第15条の2第1項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の認可を受けようとするときは、申請書に共済規程のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 共済規程の設定の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の設定を決議した総会等の議事録謄本

2 共済事業を行う組合は、法第15条の2第2項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、共済規程の変更（次項の規定による届出に係るものを除く。）又は廃止の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 共済規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の変更又は廃止を決議した総会等の議事録謄本。ただし、法第48条第5項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）の規定による次の事項に係る共済規程の変更については、変更を決議した理事会の議事録抄本

イ 省令第12条第1項第1号に掲げる事項（事業の実施方法に関する事項）に係る技術的事項の設定又は変更

ロ 省令第12条第1項第2号及び第3号に掲げる事項（共済契約に関する事項）の設定又は変更

- (3) 共済規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表
- (4) 共済規程の廃止にあつては、現に締結している共済契約の取扱方針を記載した書類

3 共済事業を行う組合は、法第15条の2第3項（法第96条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理に係る共済規程の変更をしたときは、届出書に変更した共済規程のほか、前項第1号に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届けなければならない。

(特定関係者との取引等の特例承認申請)

第15条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第11条の15ただし書（法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）の規定により、特定関係者（法第11条の10第3号の「特定関係者」をいう。以下この条において同じ。）との取引等の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 特定関係者の概要、収支状況等の財務状況及び主要株主等の構成を記載した書類
- (3) 特定関係者となる理由を記載した書類
- (4) 当該特定関係者との取引内容

(基準議決権数を超える議決権の取得等に係る承認申請)

第16条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第17条の15第2項ただし書（法第87条の3第2項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する第87条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定により、基準議決権数を超える議決権の取得又は保有について、承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 理由書

- (2) 当該承認に係る国内の会社の概要及び収支状況等の財務状況を記載した書類
- (3) 総株主等の議決権及び保有議決権数の状況を記載した書類
- (4) 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

(縦覧書類の縦覧開始の延期に係る承認申請)

第17条 信用事業又は共済事業を行う組合（信用事業を行わない共同事業組合を除く。）は、信用事業命令第49条第3項の規定により、同条第1項に規定する期間内に法第58条の3第1項又は第2項の規定により作成した書類の縦覧を開始できない場合に縦覧開始の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、あらかじめ知事に申請しなければならない。

- (1) 期間内に縦覧を開始できない理由
- (2) 縦覧を開始すべき年月日
- (3) 縦覧開始の予定年月日

(漁業経営の廃止についての届出)

第18条 漁業協同組合は、法第17条第4項の規定により、漁業及びこれに附帯する事業を廃止したときは、届出書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 廃止した漁業種類
- (2) 廃止した日
- (3) 定款の変更の予定

(信用事業の全部又は一部の譲渡の認可申請等)

第19条 信用事業を行う組合は、法第54条の2第3項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部又は一部の譲渡の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 信用事業の全部又は一部の譲渡の理由書
- (2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会の議事録謄本
- (3) 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書の写し
- (4) 法第54条の2第6項において準用する法第53条第2項第2号に規定する出資組合の計算書類
- (5) 法第54条の2第6項において読み替えて準用する法第53条第2項又は法第54条の2第6項において準用する法第53条第3項並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類

2 組合は、法第54条の2第7項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、信用事業の全部の譲渡をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第54条の2第4項の公告の写し
- (2) 定款の変更の予定を記載した書類

(共済事業の譲渡等の届出)

第20条 共済事業を行う組合は、法第54条の4第4項（法第96条第3項において準用する場合を含む。）において準用する法第54条の2第7項の規定により、共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部を移転したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の理由書
- (2) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録謄本
- (3) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の契約書の写し

- (4) 法第54条の4第3項において準用する法第53条第2項第2号に規定する出資組合の計算書類
- (5) 法第54条の4第3項において読み替えて準用する法第53条第2項又は法第54条の4第3項において準用する法第53条第3項並びに第54条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類

(業務報告書の提出)

- 第21条 組合は、法第58条の2第1項及び第2項（これらの規定を法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会等の終了後2週間以内に、知事に提出しなければならない。
- 2 組合は、省令第205条第8項の規定により、前項の期間内に業務報告書の提出をすることができない場合に提出期間の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- (1) 期間内に提出できない理由
 - (2) 総会等の年月日
 - (3) 提出予定年月日

(事業計画書の提出)

- 第22条 組合は、省令第225条第1項の規定により、提出書に事業計画書を添えて、当該事業計画の決議に係る総会等の終了後2週間以内に、知事に提出しなければならない。
- 2 組合は、省令第225条第4項の規定により、前項の期間内に事業計画書の提出をすることができない場合に提出期間の延期の承認を受けようとするときは、申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、知事に申請しなければならない。
- (1) 期間内に提出できない理由
 - (2) 総会等の年月日
 - (3) 提出予定年月日

(子会社の届出等)

- 第23条 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第126条第3号の規定により、子会社対象会社を子会社としようとするとき又は同条第6号の規定により、認可対象会社を除く法第87条の2第1項第5号から第6号の2まで（法第100条第1項において準用する場合を含む。）に掲げる会社を子会社としようとするときは、届出書に子会社に係る次に掲げる書類を添えて、あらかじめ知事に届け出なければならない。
- (1) 理由書
 - (2) 名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
 - (3) 資本金、従業員の数その他規模がわかる書類
 - (4) 最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
 - (5) 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類
 - (6) 主要株主等の構成（総株主の議決権に対する割合を含む。）がわかる書類
 - (7) 組合の保有議決権数（総株主の議決権に対する割合を含む。）がわかる書類
 - (8) 組合及び子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）又は株主資本等変動計算書
 - (9) 届出後における組合及び子会社の収支の見込みを記載した書類
 - (10) 届出後における組合及び子会社の連結自己資本比率の見込みを記載した書類（信用事業を行う場合に限る。）
 - (11) 届出に係る子会社対象会社又は認可対象会社を子会社にすることにより、組合及び子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超過して有することとなる場合には、その国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類
- 2 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第126条第4号の規定により、子会社対象会社に

該当する子会社が子会社でなくなったとき又は同条第7号の規定により、子会社が子会社でなくなったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 理由書（事実の発生した期日を含む。）
 - (2) 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
 - (3) 子会社でなくなった事実がわかる書類
- 3 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第126条第5号の規定により、子会社対象会社に該当する子会社が子会社対象会社に該当しない子会社となったとき又は同条第8号の規定により、認可対象会社に該当する子会社が認可対象会社に該当しない子会社となったときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。
- (1) 理由書（事実の発生した期日を含む。）
 - (2) 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
 - (3) 子会社対象会社又は認可対象会社に該当しない子会社となった事実がわかる書類
- 4 信用事業又は共済事業を行う組合は、法第126条第12号の規定により、省令第224条第1項各号（第21号に規定する場合を除く。）又は信用事業命令第51条第1項各号（第16号に規定する場合を除く。）に規定する場合に該当するときは、届出書に理由書（事実の発生した期日を含む。）を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。
- 5 組合は、法第58条の2第2項に規定する組合及び子会社の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成する場合において、法第11条の8第2項の子会社、省令第7条第2項の子法人等及び同条第3項の関連法人等（以下この項において「子会社等」という。）があるときは、財務及び管理の状況に係る報告書を毎年7月末日までに知事に報告しなければならない。ただし、新たに設立された子会社等（合併又は分割により設立された子会社等を含む。）の場合は、当該子会社等に係る第1項第2号から第7号までに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 事業計画
 - (3) 設立年月日及び設立等の理由を記載した書類

（不祥事件発生届出）

第24条 組合は、法第126条第12号の規定により、省令第224条第4項又は信用事業命令第51条第3項に規定する不祥事件が発生したことを知ったときは、届出書に当該不祥事件の概要を添えて、1月以内に知事に届け出なければならない。

（役員就任等届出）

第25条 組合は、役員を選挙又は選任（改選を含む。）したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 役員役職名、氏名、生年月日、住所及び略歴（新任、再任の別を含む。）
 - (2) 法第34条第10項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）に規定する組合員である資格事項
 - (3) 役員就任年月日
- 2 組合は、死亡、辞任等により役員に変更が生じたときは、次に掲げる事項を記載した届出書に役員選挙録謄本又は役員選任に係る総会議事録抄本を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。なお、代表理事組合長の変更にあつては、理事会議事録抄本を添付しなければならない。
- (1) 変更となる役員に係る役職名及び氏名並びに変更の理由及びその年月日
 - (2) 新たに就任する役員に係る前項第1号から第3号までに規定する事項
- 3 組合は、死亡、辞任等により役員が退任したことによって生じた欠員を補充しないときは、次に掲げる事項を記載した届出書を、2週間以内に、知事に届け出なければならない。
- (1) 退任となる役員役職名、氏名、退任の理由及びその年月日

(2) 欠員を補充しない理由

(参事及び会計主任に関する届出)

第26条 組合は、参事又は会計主任を選任し、又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した届出書に理事会議事録謄本を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 参事又は会計主任の氏名及び住所
- (2) 就任又は解任の年月日
- (3) 担任事項及び組合における略歴

(監査結果の届出)

第27条 監事は、組合の定款又は規約の規定による組合の業務又は財産の状況を監査したときは、届出書に監査報告書の写しを添えて、監査終了後2週間以内に、知事に届け出なければならない。

(諸届)

第28条 組合は、次に掲げる事由が発生したとき又はその事実を知ったときは、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 法第39条の4第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法(平成17年法律第86号)第360条第1項の規定により、組合員が組合のために理事の行為の差止めを請求したとき。
- (2) 法第39条の5第5項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第385条第1項の規定により、監事が理事の行為の差止めを請求したとき。
- (3) 法第42条第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員から役員改選の請求を受けたとき。
- (4) 法第44条(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第847条第1項の規定により、組合員が組合に対し理事の責任を追及する訴えの提起を請求したとき。
- (5) 法第44条(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第847条第3項の規定により、組合員が組合のために理事の責任を追及する訴えを提起したとき。
- (6) 法第46条第1項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員から参事又は会計主任の解任の請求を受けたとき。
- (7) 法第47条の2第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)又は法第52条第6項において準用する法第47条の2第2項(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、組合員から総会等の招集の請求を受けたとき。
- (8) 法第51条(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第830条の規定により、総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴えを提起されたとき。
- (9) 法第51条(法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第831条第1項の規定により、組合員、理事、監事又は清算人が、総会等の決議の取消しの訴えを提起したとき。
- (10) 組合が破産法(平成16年法律第75号)第18条第1項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき、組合の理事若しくは清算人が同法第19条第4項において準用する同条第1項及び第2項の規定による破産手続開始の申立てをしたとき。
- (11) 破産法第30条第1項の規定による破産手続開始の決定を受けたとき(組合が解散する場合を除く。)

2 前項の届出をするときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、これをしなければならない。

- (1) 前項第1号、第2号、第5号、第8号及び第9号に規定する場合においては、差止めの請求又は訴えの提起に至る経過を記載した書類
- (2) 前項第3号、第6号及び第7号に規定する場合
 - イ 請求書の写し
 - ロ 請求に対する措置方針
 - ハ 請求日並びに請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員（准組合員を除く。）の数を記載した書類
- (3) 前項第4号に規定する場合
 - イ 請求書の写し
 - ロ 請求に対する措置方針
- (4) 前項第10号に規定する場合
 - イ 破産手続開始申立書、陳述書、債権者一覧表その他の破産手続開始関係書類の写し
 - ロ 財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
 - ハ 裁判所の受領書の写し
- (5) 前項第11号に規定する場合
 - イ 破産手続開始の決定を受けた年月日及びその経過の概要を記載した書類
 - ロ イに規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
 - ハ 破産手続開始決定通知書等の写し

（一時役員職務を行うべき者の選任又は総会等の招集請求）

第29条 組合員その他の利害関係人は、法第43条第1項（法第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、一時役員職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

- (1) 一時役員職務を行うべき者の選任又は役員を選挙若しくは選任するための総会等の招集を請求するに至った経過、損害を生ずるおそれのある理由その他組合の現況を具体的に記載した書類
- (2) 請求者が利害関係人であることを証する書類
- (3) 請求者が複数であるときは、請求者名簿

2 組合員その他の利害関係人は、法第43条第3項（第92条第3項、第96条第3項及び第100条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、一時代表理事の職務を行うべき者の選任を請求しようとするときは、請求書のほか、前項各号に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

（業務又は会計状況の検査の請求）

第30条 組合員が、法第123条第1項の規定により、組合の業務又は会計の検査を請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

- (1) 請求理由書
- (2) 同意者名簿
- (3) 請求日現在における組合員の総数に対する同意する組合員の数の割合を記載した書類

（決議、選挙又は当選の取消しの請求）

第31条 組合員が、法第125条第1項（同条第2項及び第52条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、総会等における決議、選挙又は当選の取消しを請求しようとするときは、請求書のほか、次に掲げる書類を添えて、知事にこれをしなければならない。

- (1) 請求理由書
- (2) 同意者名簿
- (3) 請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数に対する同意する組合員（准組合員を除く。）の数の割合を記載した書類

(解散の認可申請)

第32条 信用事業を行う組合又は共済事業を行う組合（漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会を除く。）は、法第68条第2項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は法第91条第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 解散理由書
- (2) 解散を決議した総会の議事録謄本
- (3) 清算人名簿
- (4) 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

(解散の届出)

第33条 組合（前条の組合を除く。）は、法第68条第4項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は法第91条第4項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
 - (2) 総会の決議によって解散をした場合にあつては、解散を決議した総会の議事録謄本
 - (3) 総会の決議によって解散をした場合にあつては、最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（非出資組合にあつては、財産目録）
 - (4) 総会の決議又は存続時期の満了によって解散をした場合にあつては、清算人名簿
 - (5) 破産手続開始の決定又は存続時期の満了によって解散をした場合にあつては、当該事由となった年月日及び経過の概要を記載した書類
 - (6) 破産手続開始の決定又は存続時期の満了によって解散をした場合にあつては、第5号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
 - (7) 破産手続開始の決定によって解散をした場合にあつては、破産手続開始決定通知書等の写し
- 2 組合は、法第68条第6項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、同条第5項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定による解散をしたとき又は法第91条第6項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）の規定により解散をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、知事に届け出なければならない。
- (1) 法第68条第5項（法第96条第5項において準用する場合を含む。）又は法第91条第6項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事由となった年月日及びその経過の概要を記載した書類
 - (2) 清算人名簿
 - (3) 第1号に規定する日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

(組合の継続)

第33条の2 組合は、法第68条の3第1項の規定により組合が存続した時は、届出書に次に掲げる書類を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 継続理由書
- (2) 継続を決議した総会の議事録謄本

(解散登記の完了の届出)

第34条 組合は、登記令第7条の規定による解散の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

(清算着手当時の財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法の届出)

第35条 清算人が法第75条第1項（法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5

項において準用する場合を含む。)の規定による財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法(非出資組合にあっては、財産目録及び財産処分の方法)についての総会の承認を得たときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表
- (3) 財産処分の方法を記載した書類
- (4) 総会議事録謄本

(清算終了の届出)

第36条 組合は、登記令第10条の規定による清算終了の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

(合併の認可申請)

第37条 組合が合併によって新たに組合を設立する場合において、法第69条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により、合併の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 合併の理由書
 - (2) 合併により設立される組合の定款(定款附属書漁業協同組合役員選挙(選任)規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。)
 - (3) 合併により設立される組合の事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。)
 - (4) 合併の経過報告書
 - (5) 合併を決議した総会の議事録謄本
 - (6) 合併契約の内容を記載した書類(合併契約書及び覚書の謄本)
 - (7) 合併により設立される組合の組合員数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類
 - (8) 法第69条第4項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条の8第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。)において読み替えて準用する法第53条第2項第2号に規定する当該出資組合の財産目録又は計算書類(非出資組合にあっては、財産目録)
 - (9) 法第69条第4項において読み替えて準用する法第53条第2項又は法第69条第4項において準用する法第53条第3項並びに法第54条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類
 - (10) 合併により設立される組合の役員の履歴書並びに法第70条第2項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)において準用する法第34条第10項本文に規定する資格を証する書類及び同条第11項の規定に係る書類
 - (11) 法第70条第1項(法第92条第5項、第96条第5項及び第100条第5項において準用する場合を含む。)の規定により選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録謄本
- 2 組合が他の組合を吸収合併する認可を得ようとするときは、前項各号に掲げる書類(同項第11号に掲げる書類を除く。)を添付しなければならない。この場合において、前項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。
 - 3 合併により存続する組合が、法第69条の2第1項の規定による総会の決議を経ない合併の認可を受けようとするときは、第1項各号に掲げる書類(同項第11号に掲げる書類を除く。ただし、第5号に掲げる書類については合併により消滅する組合のもののみとする。)のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。この場合において、第1項中「合併により設立される組合」とあるのは「合併により存続する組合」と読み替えるものとする。

- (1) 合併により存続する組合の合併の方針を決議した理事会の議事録謄本
- (2) 合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が、存続する組合の総組合員（准組合員を除く。第4号において同じ。）の数の5分の1を超えていないことを証する書類
- (3) 合併により消滅する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額が、合併により存続する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類
- (4) 合併により存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が、合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

（連合会の権利義務の包括承継の認可申請）

第38条 会員が1人になった連合会の会員たる組合は、法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。）において準用する法第69条第2項の規定により、会員が1人になった連合会の権利義務の包括承継（以下「承継」という。）の認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に申請しなければならない。

- (1) 承継の理由書
- (2) 承継後の組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
- (3) 承継後の組合の事業計画書（承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び承継の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）
- (4) 承継の経過報告書
- (5) 承継を決議した総会の議事録謄本
- (6) 承継契約の内容を記載した書類（承継契約書及び覚書の謄本）
- (7) 法第91条の2第2項（法第100条第5項において準用する場合を含む。次号において同じ。）において準用する法第69条第4項において準用する法第53条第2項第2号に規定する当該出資組合の計算書類
- (8) 法第91条の2第2項において準用する法第69条第4項において読み替えて準用する法第53条第2項又は法第69条第4項において準用する法第53条第3項並びに法第54条第1項及び第2項の規定による手続を経たことを証する書類
- (9) 連合会の会員に準会員がないことを証する書類
- (10) 持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書類

（合併又は承継の登記完了の届出）

第39条 組合は、登記令第8条の規定による合併又は承継の登記を完了したときは、届出書に登記事項証明書を添えて、2週間以内に、知事に届け出なければならない。

（漁業生産組合の設立、定款の変更、合併、解散、組織変更等の届出）

第40条 理事は、法第85条の2第4項の規定により、生産組合が成立したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、成立の日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
 - (2) 定款（定款附属書漁業生産組合役員選挙（選任）規程等必要な規程を含む。）
 - (3) 事業計画書
 - (4) 設立経過報告書
- 2 生産組合は、法第84条の7第2項の規定により、定款変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、変更の日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。
- (1) 変更理由書
 - (2) 変更条文の新旧対照表
 - (3) 変更後の定款
- 3 生産組合は、法第85条の5第3項の規定により、合併をしたときは、届出書に次に掲げる

書類を添えて、合併の日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書(合併によって設立した生産組合にあっては、登記事項証明書及び定款)
- (2) 合併後存続し、又は合併により設立した生産組合の事業計画書
- (3) 合併の経過報告書

4 生産組合は、法第85条の4第2項の規定により、解散したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、解散の日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 最近の財産目録及び貸借対照表
- (3) 総会の決議によって解散をした場合にあっては、解散を決議した総会の議事録謄本
- (4) 破産手続開始の決定又は存続時期の満了によって解散をした場合にあっては、当該事由となった年月日及び経過の概要を記載した書類
- (5) 破産手続開始の決定によって解散をした場合にあっては、破産手続開始決定通知書等の写し
- (6) 法第85条の4第1項の規定による解散をした場合にあっては、当該事由となった年月日及び経過の概要を記載した書類

5 清算中の生産組合は、清算人が法第85条の12第1項の規定による破産手続開始の申立てをしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、申立ての日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 破産手続開始申立書、陳述書、債権者一覧表その他の破産手続開始関係書類の写し
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 裁判所の受領書の写し
- (4) 破産手続開始の公告の写し

6 生産組合は、法第85条の14の規定により、清算が終了したときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、終了の日から2週間以内に、知事に届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 清算事務決算報告書

7 生産組合は、法第86条の10の規定により、組織変更をしたときは、届出書に次に掲げる書類を添えて、遅滞なく、届け出なければならない。

- (1) 登記事項証明書
- (2) 組織変更計画書
- (3) 組織変更を決議した総会の議事録謄本

8 生産組合は、提出書に業務報告書を添えて、決算に係る総会終了後2週間以内に、知事に届け出なければならない。

9 第7条、第24条から第26条まで、第27条(定款で監事を置く生産組合に限る。)、第28条第1項第3号、第6号及び第7号、第29条第1項、第30条、第31条並びに第35条の規定は、生産組合について準用する。

(書類の提出)

第41条 農林水産事務所の所管する区域を超えない区域を地区とする組合又は生産組合が、第5条から第9条まで、第14条、第18条、第20条から第28条まで及び第33条から第36条まで並びに第40条に規定する書類を提出するときは、農林水産事務所の長に提出しなければならない。

2 この規則の規定により提出する申請書、届出書等の様式は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 三重県事務決裁及び委任規則(平成14年三重県規則第36号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成31年3月29日三重県規則第23号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月17日三重県規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月1日三重県規則第70号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の三重県水産業協同組合法施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の三重県水産業協同組合法施行規則に基づいて提出された申請書その他書類とみなす。

三重県水産業協同組合法施行規則に
関する取扱要領

三重県水産業協同組合法施行規則に関する取扱要領

第1条 この要領は、三重県水産業協同組合法施行規則（平成30年三重県規則第58号。以下「規則」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

なお、定義については規則の例による。

第2条 規則第41条の規定による申請書、届出書等の様式は、別表1のとおりとする。

第3条 前条において規定した様式に係る添付書類の様式は、別表2のとおりとする。

第4条 申請書、届出書等及び添付書類については、原則として日本工業規格（JIS）A4判の用紙を使用する。ただし、感熱紙等保存に耐えられない紙は使用しない。

第5条 申請書、届出書等及び添付書類の提出部数は、1部とする。

附 則

この要領は平成30年5月11日から施行する。

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年4月1日から施行する。

別表 1

規則の条項	申請書・届出書等の名称	様式
第 3 条	水産業協同組合設立認可申請書	様式第 1 号
第 4 条	水産業協同組合設立登記完了届	様式第 2 号
第 5 条第 1 項から第 4 項 まで	水産業協同組合定款変更認可申請書	様式第 3 号
第 5 条第 5 項	水産業協同組合定款変更届	様式第 4 号
第 5 条第 6 項	水産業協同組合定款提出書	様式第 5 号
第 6 条	水産業協同組合通常総会開催不可能届	様式第 6 号
第 7 条	水産業協同組合総会延期（続行）届	様式第 7 号
第 8 条	水産業協同組合総会決議事項届	様式第 8 号
第 9 条第 1 項及び第 2 項	資源管理規程の設定（変更）認可申請書	様式第 9 号
第 9 条第 3 項	資源管理規程の廃止届	様式第 10 号
第 10 条第 1 項	信用事業規程の設定認可申請書	様式第 11 号
第 10 条第 2 項	信用事業規程の変更（廃止）認可申請書	様式第 12 号
第 10 条第 3 項	信用事業規程の変更届	様式第 13 号
第 10 条第 4 項	信用事業方法書の設定（変更、廃止）届	様式第 14 号
第 11 条	員外貸付けに係る最高限度の認可申請書	様式第 15 号
第 12 条	信用供与等限度額の特例承認申請書	様式第 16 号
第 13 条	役員（参事）の兼職（兼業）認可申請書	様式第 17 号
第 14 条第 1 項	共済規程の設定認可申請書	様式第 18 号
第 14 条第 2 項	共済規程の変更（廃止）認可申請書	様式第 19 号
第 14 条第 3 項	共済規程の変更届	様式第 20 号
第 15 条	特定関係者との取引等承認申請書	様式第 21 号
第 16 条	基準議決権数を超える議決権の取得等承認 申請書	様式第 22 号
第 17 条	縦覧書類の縦覧延期承認申請書	様式第 23 号
第 18 条	漁業経営の廃止届	様式第 24 号
第 19 条第 1 項	信用事業の全部（一部）譲渡認可申請書	様式第 25 号
第 19 条第 2 項	信用事業の全部の譲渡届	様式第 26 号
第 20 条	共済事業（契約）の全部の譲渡（移転）届	様式第 27 号
第 21 条第 1 項	水産業協同組合業務報告書提出書	様式第 28 号
第 21 条第 2 項	業務報告書の提出延期承認申請書	様式第 29 号
第 22 条第 1 項	水産業協同組合事業計画書提出書	様式第 30 号
第 21 条第 1 項及び第 22 条第 1 項	水産業協同組合業務報告書及び事業計画書 提出書	様式第 31 号
第 22 条第 2 項	事業計画書の提出延期承認申請書	様式第 32 号
第 23 条第 1 項	子会社届	様式第 33 号
第 23 条第 2 項	子会社変更届	様式第 34 号

第23条第3項	子会社対象会社変更届	様式第35号
第23条第4項	子会社に係る届	様式第36号
第23条第5項	連結対象子会社等財務・管理状況報告書	様式第37号
第24条	水産業協同組合不祥事件等届	様式第38号
第25条第1項	水産業協同組合役員就任届	様式第39号
第25条第2項	水産業協同組合役員変更届	様式第40号
第25条第3項	水産業協同組合役員退任届	様式第41号
第26条	水産業協同組合参事選任（解任）届	様式第42号
第27条	水産業協同組合監査結果届	様式第43号
第28条第1項第1号	組合員等による理事の行為の差止請求届	様式第44号
第28条第1項第2号	監事による理事の行為の差止請求届	様式第45号
第28条第1項第3号	水産業協同組合役員改選請求届	様式第46号
第28条第1項第4号	理事の責任追及の提訴請求届	様式第47号
第28条第1項第5号	理事の責任追及の提訴届	様式第48号
第28条第1項第6号	水産業協同組合参事解任請求届	様式第49号
第28条第1項第7号	水産業協同組合総会招集請求届	様式第50号
第28条第1項第8号	決議の不存在（無効の確認）の提訴届	様式第51号
第28条第1項第9号	決議の取消しの提訴届	様式第52号
第28条第1項第10号	破産手続開始申立届	様式第53号
第28条第1項第11号	破産手続開始決定届	様式第54号
第29条第1項	役員職務代行者の選任請求書	様式第55号
第29条第1項	役員選挙（選任）総会の開催請求書	様式第56号
第29条第2項	代表理事の職務代行者の選任請求書	様式第57号
第30条	水産業協同組合検査請求書	様式第58号
第31条	決議（選挙、当選）の取消請求書	様式第59号
第32条	水産業協同組合解散認可申請書	様式第60号
第33条第1項	水産業協同組合解散届	様式第61号
第33条第2項	水産業協同組合解散届	様式第62号
第33条の2	水産業協同組合継続届	様式第63号
第34条	水産業協同組合解散登記完了届	様式第64号
第35条	水産業協同組合財産処分の方法等届	様式第65号
第36条第1項	水産業協同組合清算結了登記完了届	様式第66号
第37条第1項	水産業協同組合合併認可申請書	様式第67号
第37条第2項	水産業協同組合合併認可申請書	様式第68号
第38条	連合会の権利義務の包括承継認可申請書	様式第69号
第39条	水産業協同組合合併（承継）登記完了届	様式第70号
第40条第1項	漁業生産組合設立届	様式第71号
第40条第2項	漁業生産組合定款変更届	様式第72号
第40条第3項	漁業生産組合合併届	様式第73号

第40条第4項	漁業生産組合解散届	様式第74号
第40条第5項	漁業生産組合破産手続開始申立届	様式第75号
第40条第6項	漁業生産組合清算結了届	様式第76号
第40条第7項	漁業生産組合組織変更届	様式第77号
第40条第8項	漁業生産組合業務報告書提出書	様式第78号

別表2

関係様式	添付書類の名称	添付書類様式
様式第3号	〇〇漁業にかかる自営事業計画書	参考様式1
	出資一口の増額について書面による同意のあったことの証明書	参考様式2
様式第3号、第25号及び第27号	債権者保護に関する手続きについての証明書（異議を述べた債権者がいない場合）	参考様式3
	債権者保護に関する手続きについての証明書（異議を述べた債権者を害するおそれがない場合）	参考様式4
様式第3号	水産業協同組合法第17条第1項に基づく常時従事者に係る証明書	参考様式5
	水産業協同組合法第17条第2項に基づく書面による同意のあったことの証明書	参考様式6
様式第16号	信用供与等限度額の特例承認に係る理由書	参考様式7
様式第33号から第35号及び第37号	子会社の概要書	参考様式8
様式第37号	財務・管理状況報告書	参考様式9
様式第38号	不祥事件の概要	参考様式10
様式第43号	監査報告書	参考様式11
様式第46号、第49号及び第50号	同意する組合員に係る報告書	参考様式12
様式第58号及び第59号	同意する組合員に係る報告書	参考様式13
様式第67号から第69号	債権者保護に関する手続きについての証明書（異議を述べた債権者がいない場合）	参考様式14
	債権者保護に関する手続きについての証明書（異議を述べた債権者を害するおそれがない場合）	参考様式15
様式第76号	清算事務決算報告書	参考様式16

届出書等における添付書類に係る留意事項

1. 様式第33号及び第37号における添付書類(1)から(7)まで並びに様式第34号及び第35号における添付書類(1)から(2)までについては、「参考様式8 子会社の概要書」で代えることができる。
 - (1) 理由書(事実の発生した期日を含む。)
 - (2) 子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
 - (3) 子会社等の資本金、従業員の数その他規模がわかる書類
 - (4) 子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
 - (5) 子会社等の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。)の役職名及び氏名を記載した書類
 - (6) 子会社等の主要株主等の構成(総株主の議決権に対する割合も含む。)がわかる書類
 - (7) 組合の保有議決権数(総株主の議決権に対する割合も含む。)がわかる書類
2. 様式第39号及び第40号における添付書類「役員選任に係る総会議事録抄本」は、「役員選任に係る決議をした総会議事録謄本」で代えることができる。
3. 添付書類については、同時に2件以上の届出等を行う場合で、同一の書類(総会の議事録謄本や業務報告書等)がある場合については、代表とする届出書等に添付し、他の届出書等には、次の例のように記入すれば、添付を省略できる。

(例) 総会の議事録謄本・・・水産業協同組合総会決議事項届に添付済

別 表 1

水産業協同組合設立認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

発起人代表 住 所
氏 名

水産業協同組合法第63条第1項の規定に基づき、（組合の名称）の設立について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理由書
 - (2) 定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
 - (3) 事業計画書
 - (4) 設立経過報告書
 - (5) 発起人会の開催に関する書類（発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類）
 - (6) 設立準備会の開催手続に関する書類（設立目論見書及び設立準備会公告の写し）
 - (7) 設立準備会の開催に関する書類（定款作成委員名簿及び設立準備会の議事録の写し）
 - (8) 創立総会の開催に関する書類（創立総会の開催公告の写し及び創立総会の議事録謄本）
 - (9) 役員選挙録謄本及び役員就任承諾書の写し
 - (10) その他必要な書類（組合員たる資格を有する者の設立同意書等）
- 2 組合の設立とともに、漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の追加書類
- (1) 漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の3分の1以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを証する書類
 - (2) 組合員の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類

注) 「第63条第1項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第4項において準用する同法第63条第1項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第4項において準用する同法第63条第1項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第4項において準用する同法第63条第1項」と変更すること。

様式第 2 号（規則第 4 条関係）

水産業協同組合設立登記完了届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

組合等登記令第 2 条の規定に基づく設立登記を完了しましたので、登記事項証明書を添えて届け出ます。

水産業協同組合定款変更認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第48条第2項の規定に基づき、定款の変更について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 変更理由書
 - (2) 変更条文の新旧対照表
 - (3) 定款の変更を決議した総会又は総代会の議事録謄本
 - (4) 事業計画書（事業の追加又は廃止、出資一口の金額の増減等組合経営に係る定款変更の場合に限る。）
- 2 出資一口の金額を増加しようとする場合の追加書類
 - (1) 全組合員の同意があったことを証する書類
 - 3 出資一口の金額を減少しようとする場合の追加書類
 - (1) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等）
 - (2) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の手続を経たことを証する書類（官報の写し等）
 - 4 新たに漁業及びこれに附帯する事業を営もうとする場合の追加書類
 - (1) 漁業又はこれに附帯する事業に常時従事する者の3分の1以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを証する書類
 - (2) 組合員の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類

注) 「第48条第2項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあっては「第92条第3項において準用する同法第48条第2項」と、水産加工業協同組合にあっては「第96条第3項において準用する同法第48条第2項」と、水産加工業協同組合連合会にあっては「第100条第3項において準用する同法第48条第2項」と変更すること。

様式第4号（規則第5条第5項関係）

水産業協同組合定款変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第48条第4項の規定に基づき、定款の一部を変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 変更理由書
- (2) 変更後の定款

注) 「第48条第4項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第48条第4項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第48条第4項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第48条第4項」と変更すること。

様式第5号（規則第5条第6項関係）

水産業協同組合定款提出書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

年 月 日付三重県指令 第 号により定款変更の認可を受けた
ので、変更後の定款を提出します。

様式第 6 号（規則第 6 条関係）

水産業協同組合通常総会開催不可能届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 4 7 条の規定に基づく通常総会の招集が、定款に定める期間内にできなくなりましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

(1) 定款に定める期間内に通常総会の開催が不可能となった理由及び開催予定日を記載した書類

注) 「第 4 7 条」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 4 7 条」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 4 7 条」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 4 7 条」と変更すること。

また、通常総代会の場合にあつては、「通常総会」とあるのを「通常総代会」と、「第 4 7 条」とあるのを「第 5 2 条第 6 項において準用する同法第 4 7 条」と変更すること。

様式第7号（規則第7条関係）

水産業協同組合総会延期（続行）届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

年 月 日に開催した第 回通常（臨時）総会において、水産業協同組
合法第50条の3の規定に基づく総会の延期（続行）を決議しましたので、関係書類を添
えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 延期（続行）の決議をした理由を記載した書類
- (2) 総会に係る議事録謄本

注) 「第50条の3」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第86条第2項において準
用する同法第50条の3」と、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項にお
いて準用する同法第50条の3」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3
項において準用する同法第50条の3」と、水産加工業協同組合連合会にあつては
「第100条第3項において準用する同法第50条の3」と変更すること。
また、総代会の場合にあつては、「総会」とあるのを「総代会」と、「第50条の
3」とあるのを「第52条第6項において準用する同法第50条の3」と変更するこ
と。

様式第 8 号（規則第 8 条関係）

水産業協同組合総会決議事項届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

年 月 日開催の通常（臨時）総会における決議事項について、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- （１）総会の議事録謄本
- （２）議案内容がわかる書類（議案書、決算関係書類、事業計画など）

注）総代会の場合にあっては、「総会」とあるのを「総代会」と変更すること。

資源管理規程の設定（変更）認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第11条の3第1項の規定に基づき、資源管理規程の設定（変更）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 資源管理規程の設定又は変更の理由を記載した書類
 - (2) 資源管理規程の設定若しくは変更を決議した総会又は総代会の議事録謄本
 - (3) 資源管理規程の対象となる水面において当該規程の対象となる漁業を営む組合員の3分の2以上の書面による同意を得たことを証する書類
 - (4) 資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則が組合に存するときには、資源管理規程が当該資源管理協定又は漁業権行使規則若しくは入漁権行使規則に従った内容のものであることを証する書類
 - (5) 資源管理規程
- 2 変更の認可を受けようとする場合の追加書類
- (1) 変更条文の新旧対照表
 - (2) 資源管理規程に記載された資源管理規程を変更する場合の手続に従って行われたことを証する書類

注) 「第11条の3第1項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあっては「第92条第1項において準用する同法第11条の3第1項」と変更すること。

様式第10号（規則第9条第3項関係）

資源管理規程の廃止届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法施行規則第3条第3項の規定に基づき、資源管理規程を廃止しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 資源管理規程の廃止の理由を記載した書類
- (2) 資源管理規程の廃止を決議した総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 資源管理規程に記載された資源管理規程を廃止する場合の従って行われたことを証する書類

様式第 11 号（規則第 10 条第 1 項関係）

信用事業規程の設定認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 11 条の 5 第 1 項の規定に基づき、信用事業規程の設定について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 信用事業規程の設定の理由を記載した書類
- (2) 信用事業規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 信用事業規程

注) 「第 11 条の 5 第 1 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 1 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 1 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 1 項」と変更すること。

様式第 1 2 号（規則第 1 0 条第 2 項関係）

信用事業規程の変更（廃止）認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 1 条の 5 第 3 項の規定に基づき、信用事業規程の変更（廃止）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 信用事業規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
- (2) 信用事業規程の変更若しくは廃止を決議した総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 信用事業規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表

注) 「第 1 1 条の 5 第 3 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 5 第 3 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 5 第 3 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 5 第 3 項」と変更すること。

様式第 13 号（規則第 10 条第 3 項関係）

信用事業規程の変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 11 条の 5 第 4 項の規定に基づき、信用事業規程を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 信用事業規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 変更した信用事業規程

注) 「第 11 条の 5 第 4 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 5 第 4 項」と変更すること。

様式第14号（規則第10条第4項関係）

信用事業方法書の設定（変更、廃止）届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第5条の規定に基づき、信用事業方法書を設定（変更、廃止）しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 信用事業方法書
- (2) 信用事業方法書の変更にあつては、新旧対照表
- (3) 当該方法書の設定、変更又は廃止を決議した理事会の議事録抄本

様式第 15 号（規則第 11 条関係）

員外貸付けに係る最高限度の認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 11 条の 7 の規定に基づき、 _____ 事業年度における員外の者に対する貸付けの総額の最高限度の設定について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理由書
- (2) 理事会の議事録謄抄本
- (3) 資金の種類、貸付先及び貸付額を記載した書類

注) 「第 11 条の 7」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 7」と、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 7」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 1 項において準用する同法第 11 条の 7」と変更すること。

信用供与等限度額の特例承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第11条の14第1項ただし書の規定に基づき、____事業年度において同一人に対する信用供与等限度額の超過について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理事会の議事録抄本
- (2) 理由書（信用の供与等を受ける者の氏名、事業の内容、取引の概要、理由等を含めて記載する。）
- (3) 信用の供与等を受ける者の資金計画を記載した書類
- (4) 信用の供与等を受ける者の金融機関別の借入金残高及びその占有率の推移について記載した書類
- (5) 信用供与等限度額の超過を解消するための組合の方針を記載した書類

注) 「第11条の14第1項ただし書」とあるのを、漁業協同組合連合会にあっては「第92条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書」と、水産加工業協同組合にあっては「第96条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書」と、水産加工業協同組合連合会にあっては「第100条第1項において準用する同法第11条の14第1項ただし書」と変更すること。
また、子会社等を有する場合にあっては、「第11条の14第1項ただし書」とあるのを「第11条の14第2項において準用する第11条の14第1項ただし書」と、「信用供与等限度額」とあるのを「合算信用供与等限度額」と変更すること。

役員（参事）の兼職（兼業）認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表理事（常勤理事、参事）の氏名

水産業協同組合法第 34 条の 5 第 1 項ただし書の規定に基づき、兼職（兼業）の認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理由書（兼職等の状態が見込まれる期間を含めて記載する。）
- (2) 履歴書
- (3) 組合における常務の処理方法及び勤務状況を記載した書類
- 2 他の組合又は法人の常務に従事しようとする場合の追加書類（他の組合又は法人に係るものに限る。）
 - (1) 常務の処理方法及び組合との取引その他の関係を記載した書類
 - (2) 定款
 - (3) 最終の業務報告書又は事業報告書
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書
 - (5) 剰余金（利益）処分計算書又は損失金（損失）処理計算書
 - (6) 最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- 3 現在営んでいる事業（漁業を含む。）を継続して営もうとする場合の追加書類
 - (1) 現在営んでいる事業の種類及び方法
 - (2) 申請の日から起算して 1 年間における取引及び収支の予想を記載した書類
 - (3) 最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- 4 事業を新たに営もうとする場合の追加書類
 - (1) 新たに営もうとする事業の種類及び方法
 - (2) 事業開始後 1 年間における取引及び収支の予想を記載した書類

注) 「第 34 条の 5 第 1 項ただし書」とあるのを、漁業協同組合連合会にあっては「第 92 条第 3 項において準用する同法第 34 条の 5 第 1 項ただし書」と、水産加工業協同組合にあっては「第 96 条第 3 項において準用する同法第 34 条の 5 第 1 項ただし書」と、水産加工業協同組合連合会にあっては「第 100 条第 3 項において準用する同法第 34 条の 5 第 1 項ただし書」と変更すること。

様式第 18 号（規則第 14 条第 1 項関係）

共済規程の設定認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、共済規程の設定について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 共済規程の設定の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の設定を決議した総会又は総代会の議事録謄本
- (3) 共済規程

注) 「第 15 条の 2 第 1 項」とあるのを、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 1 項において準用する同法第 15 条の 2 第 1 項」と変更すること。

様式第 19 号（規則第 14 条第 2 項関係）

共済規程の変更（廃止）認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 15 条の 2 第 2 項の規定に基づき、共済規程の変更（廃止）について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 共済規程の変更又は廃止の理由を記載した書類
- (2) 共済規程の変更若しくは廃止を決議した総会又は総代会の議事録謄本（理事会の議事録抄本）
- (3) 共済規程の変更にあつては、変更条文の新旧対照表
- (4) 共済規程の廃止にあつては、現に締結している共済契約の取扱方針を記載した書類

注) 「第 15 条の 2 第 2 項」とあるのを、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 1 項において準用する同法第 15 条の 2 第 2 項」と変更すること。

様式第 20 号（規則第 14 条第 3 項関係）

共済規程の変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 15 条の 2 第 3 項の規定に基づき、共済規程を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 共済規程の変更の理由を記載した書類
- (2) 変更した共済規程

注) 「第 15 条の 2 第 3 項」とあるのを、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 3 項において準用する同法第 15 条の 2 第 3 項」と変更すること。

様式第 2 1 号（規則第 1 5 条関係）

特定関係者との取引等承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 1 条の 1 5 ただし書の規定に基づき、特定関係者との取引について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理由書（当該取引等をするやむを得ない理由を含む。）
- (2) 特定関係者の概要（名称、所在地、代表者名、業務の内容等）、収支状況等の財務状況及び主要株主等の構成を記載した書類
- (3) 特定関係者となる理由を記載した書類
- (4) 当該特定関係者との取引内容

注) 「第 1 1 条の 1 5 ただし書」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 1 5 ただし書」と、水産加工業協同組合にあつては、「第 9 6 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 1 5 ただし書」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 1 0 0 条第 1 項において準用する同法第 1 1 条の 1 5 ただし書」と変更すること。

様式第 2 2 号（規則第 1 6 条関係）

基準議決権数を超える議決権の取得等承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書の規定に基づき、基準議決権数を超える議決権の取得等について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 理由書（当該取得等をするやむを得ない理由を含む。）
- (2) 当該承認に係る国内の会社の概要（名称、所在地、代表者名、業務の内容等）及び収支状況等の財務状況を記載した書類
- (3) 総株主等の議決権及び保有議決権数の状況を記載した書類
- (4) 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

注) 「第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書」とあるのを、漁業協同組合連合会にあっては「法第 8 7 条の 3 第 2 項において準用する同法第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書」と、水産加工業協同組合にあっては、「第 9 6 条第 1 項において準用する同法第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書」と、水産加工業協同組合連合会にあっては、「第 1 0 0 条第 1 項において準用する第 8 7 条の 3 第 2 項において準用する同法第 1 7 条の 1 5 第 2 項ただし書」と変更すること。

様式第 2 3 号（規則第 1 7 条関係）

縦覧書類の縦覧延期承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

漁業協同組合等の信用事業等に関する命令第 4 9 条第 3 項の規定に基づき、縦覧書類の縦覧開始の延期について承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 期間内に縦覧を開始できない理由、縦覧開始すべき年月日及び縦覧開始予定年月日を記載した書類

様式第 2 4 号（規則第 1 8 条関係）

漁業経営の廃止届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 7 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項の条件を欠くこととなつたため、漁業の経営を廃止しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

（1）廃止した漁業種類、廃止した日及び定款の変更の予定を記載した書類

様式第 25 号（規則第 19 条第 1 項関係）

信用事業の全部（一部）譲渡認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 54 条の 2 第 3 項の規定に基づき、信用事業の全部（一部）の譲渡について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 信用事業の全部又は一部の譲渡の理由書
- (2) 信用事業の全部又は一部の譲渡を決議した総会の議事録謄本
- (3) 信用事業の全部又は一部の譲渡の契約書の写し
- (4) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等）
- (5) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の手続を経たことを証する書類（官報の写し等）

注) 「第 54 条の 2 第 3 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 3 項」と、水産加工業協同組合にあつては、「第 96 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 3 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 100 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 3 項」と変更すること。

様式第 26 号（規則第 19 条第 2 項関係）

信用事業の全部の譲渡届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 54 条の 2 第 7 項の規定に基づき、信用事業の全部を譲渡したので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 信用事業譲渡公告の写し
- (2) 定款の変更の予定を記載した書類

注) 「第 54 条の 2 第 7 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 7 項」と、水産加工業協同組合にあつては、「第 96 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 7 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 100 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 2 第 7 項」と変更すること。

様式第 27 号（規則第 20 条関係）

共済事業（契約）の全部の譲渡（移転）届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 54 条の 4 第 4 項において準用する同第 54 条の 2 第 7 項の規定に基づき、共済事業（契約）の全部を譲渡（移転）したので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の理由書
- (2) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転を決議した総会の議事録謄本
- (3) 共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の契約書の写し
- (4) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等）
- (5) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の手続を経たことを証する書類（官報の写し等）

注) 「第 54 条の 4 第 4 項」とあるのを、水産加工業協同組合にあつては、「第 96 条第 3 項において準用する同法第 54 条の 4 第 4 項」と変更すること。

様式第 28 号（規則第 21 条第 1 項関係）

水産業協同組合業務報告書提出書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 58 条の 2 の規定に基づき、第 ____ 事業年度の業務報告書を提出
します。

注) 「第 58 条の 2」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 3 項にお
いて準用する同法第 58 条の 2」と、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 3
項において準用する同法第 58 条の 2」と、水産加工業協同組合連合会にあつては
「第 100 条第 3 項において準用する同法第 58 条の 2」と変更すること。

様式第 29 号（規則第 21 条第 2 項関係）

業務報告書の提出延期承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法施行規則第 205 条第 8 項の規定に基づき、第____事業年度業務報告書の提出を延期することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

（1）期間内に提出できない理由、総会の年月日及び提出予定年月日を記載した書類

様式第 30 号（規則第 22 条第 1 項関係）

水産業協同組合事業計画書提出書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法施行規則第 22 条第 1 項の規定に基づき、第 ____ 事業年度の事業計画書を提出します。

様式第 3 1 号（規則第 2 1 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項関係）

水産業協同組合法業務報告書及び事業計画書提出書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 5 8 条の 2 の規定に基づき、第 ____ 事業年度の業務報告書を提出します。

併せて、水産業協同組合法施行規則第 2 2 5 条第 1 項の規定に基づき、第 ____ 事業年度の事業計画書を提出します。

注) 「第 5 8 条の 2」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 5 8 条の 2」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 5 8 条の 2」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 5 8 条の 2」と変更すること。

様式第 3 2 号（規則第 2 2 条第 2 項関係）

事業計画書の提出延期承認申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法施行規則第 2 2 5 条第 4 項の規定に基づき、第____事業年度事業計画書の提出を延期することについて承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

（1）期間内に提出できない理由、総会の年月日及び提出予定年月日を記載した書類

子会社届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 2 6 条第 3 号の規定に基づき、子会社対象会社を子会社とするので、関係書類を添えて、届け出ます。

【添付書類】

- (1) 理由書（子会社とする期日を含む。）
- (2) 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- (3) 子会社の資本金、従業員の数その他規模がわかる書類
- (4) 子会社の最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- (5) 子会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類
- (6) 子会社の主要株主等の構成（総株主の議決権に対する割合も含む。）がわかる書類
- (7) 組合の保有議決権数（総株主の議決権に対する割合も含む。）がわかる書類
- (8) 組合及び子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（損失金処理計算書）又は株主資本等変動計算書
- (9) 届出後における組合及び子会社の収支の見込みを記載した書類
- (10) 届出後における組合及び子会社の連結自己資本比率の見込みを記載した書類（信用事業を行う場合に限り。）
- (11) 届出に係る子会社対象会社を子会社にすることにより、組合及び子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、その国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

注) 連合会の場合にあっては、「第 1 2 6 条の 2 第 3 号」とあるのを「第 1 2 6 条第 6 号」と、「子会社対象会社」とあるのを「認可対象会社」と変更すること。

様式第 3 4 号（規則第 2 3 条第 2 項関係）

子会社変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 2 6 条第 4 号の規定に基づき、子会社対象会社に該当する子会社が子会社でなくなったので、関係書類を添えて、届け出ます。

【添付書類】

- (1) 理由書（事実の発生した期日を含む。）
- (2) 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- (3) 子会社でなくなった事実がわかる書類

注) 連合会の場合にあつては、「第 1 2 6 条第 4 号」とあるのを「第 1 2 6 条第 7 号」と、「子会社対象会社に該当する子会社」とあるのを「子会社」と変更すること。

様式第 3 5 号（規則第 2 3 条第 3 項関係）

子会社対象会社変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 2 6 条第 5 号の規定に基づき、子会社対象会社に該当する子会社が子会社に該当しない子会社となったので、関係書類を添えて、届け出ます。

【添付書類】

- (1) 理由書（事実の発生した期日を含む。）
- (2) 子会社の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- (3) 子会社対象会社に該当しない子会社となった事実がわかる書類

注) 連合会の場合にあつては、「第 1 2 6 条第 5 号」とあるのを「第 1 2 6 条第 8 号」と、「子会社対象会社」とあるのを「認可対象会社」と変更すること。

様式第 3 6 号（規則第 2 3 条第 4 項関係）

子会社に係る届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 1 2 6 条第 1 2 号の規定に基づき、該当する事項が発生したので、理由書（事実の発生した期日を含む）を添えて、届け出ます。

連結対象子会社等財務・管理状況報告書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

連結対象子会社等の財務及び管理状況について、財務・管理状況報告書を添えて報告します。

【添付書類】

新たに設立された子会社等（合併又は分割により設立された子会社等を含む。）の場合の追加書類

- （１）理由書（設立した期日を含む。）
- （２）子会社等の名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容を記載した書類
- （３）子会社等の資本金、従業員の数その他規模がわかる書類
- （４）子会社等の最近における業務、財産及び損益の状況がわかる書類
- （５）子会社等の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名を記載した書類
- （６）子会社等の主要株主等の構成（総株主の議決権に対する割合も含む。）がわかる書類
- （７）組合の保有議決権数（総株主の議決権に対する割合も含む。）がわかる書類
- （８）子会社等の定款
- （９）子会社等の事業計画

様式第 38 号（規則第 24 条関係）

水産業協同組合不祥事件等届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 126 条第 12 号の規定に基づき、不祥事件等が発生しましたので、不祥事件の概要を添えて届け出ます。

水産業協同組合役員就任届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

当組合の役員について、下記の者が就任しましたので、役員選挙録を添えて届け出ます。

記

1 新たに就任する役員に係る事項

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	就任 年月日	正准 等の 別	新再 任の 別	組合に おける略歴

注) 役員選任制の場合にあつては、「役員選挙録」とあるのを「役員選任に係る総会議事録抄本」と変更すること。

また、重任の場合、就任年月日欄には当初に就任した年月日を記入すること。

水産業協同組合役員変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

当組合の役員について、下記のとおり変更がありましたので、役員選挙録を添えて届け出ます。

記

1 変更となる役員に係る事項

役職名	(ふりがな) 氏名	変更の理由	事実の 発生した 年月日

2 新たに就任する役員に係る事項

役職名	(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所	就任 年月日	正准 等の 別	新再 任の 別	組合に おける略歴

注) 役員選任制の場合にあっては、「役員選挙録」とあるのを「役員選任に係る総会議事録抄本」と変更すること。

また、代表理事組合長の変更の場合にあっては、理事会議事録抄本を添付すること。

様式第 4 1 号（規則第 2 5 条第 3 項関係）

水産業協同組合役員退任届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

当組合の役員について、下記の者が退任しましたので、届け出ます。

記

1 退任となる役員に係る事項

役職名	(ふりがな) 氏名	退任の理由	事実の 発生した 年月日	欠員を補充しない理由

様式第 4 2 号（規則第 2 6 条関係）

水産業協同組合参事選任（解任）届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

当組合の参事について、下記の者を選任（解任）しましたので、理事会議事録謄本を添えて届け出ます。

記

役職名	(ふりがな) 氏名	住 所	選任 解任 の別	就任 (解任) 年月日	担任事項	組合に おける略歴

注) 会計主任の場合にあっては、「参事」とあるのを「会計主任」と変更すること。

様式第 4 3 号（規則第 2 7 条関係）

水産業協同組合監査結果届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表監事の氏名

監事の氏名

定款（規約）の規定に基づく監査を行ったので、その結果について監査報告書の写しを添えて届け出ます。

様式第 4 4 号（規則第 2 8 条第 1 項第 1 号関係）

組合員による理事の行為の差止請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 3 9 条の 4 第 1 項で準用する会社法第 3 6 0 条第 1 項の規定に基づく組合員から理事の行為の差止請求を受けましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

(1) 差止めの請求に至る経過を記載した書類

注) 「第 3 9 条の 4 第 1 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 3 9 条の 4 第 1 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 3 9 条の 4 第 1 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 3 9 条の 4 第 1 項」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第45号（規則第28条第1項第2号関係）

監事による理事の行為の差止請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第39条の5第5項で準用する会社法第385条第1項の規定に基づく監事から理事の行為の差止請求を受けましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

(1) 差止めの請求に至る経過を記載した書類

注) 「第39条の5第5項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第39条の5第5項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第39条の5第5項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第100条第3項において準用する同法第39条の5第5項」と変更すること。

水産業協同組合役員改選請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第42条第1項の規定に基づく組合員から役員改選請求を受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 請求書の写し
- (2) 請求に対する措置方針
- (3) 請求日並びに請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員（准組合員を除く。）の数を記載した書類

注) 「第42条第1項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第86条第2項において準用する同法第42条第1項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第42条第1項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第42条第1項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第100条第3項において準用する同法第42条第1項」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第 4 7 号（規則第 2 8 条第 1 項第 4 号関係）

理事の責任追及の提訴請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 4 4 条において準用する会社法第 8 4 7 条第 1 項の規定に基づく組合員から理事の責任を追及する訴えの提起の請求を受けましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 請求書の写し
- (2) 請求に対する措置方針

注) 「第 4 4 条」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 4 4 条」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 4 4 条」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 4 4 条」と変更すること。
また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第48号（規則第28条第1項第5号関係）

理事の責任追及の提訴届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第44条において準用する会社法第847条第3項の規定に基づく組合員が組合のために理事の責任を追及する訴えの提起をしましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

(1) 訴えの提起に至る経過を記載した書類

注) 「第44条」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第44条」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第44条」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第100条第3項において準用する同法第44条」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

水産業協同組合参事解任請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第46条第1項の規定に基づく組合員から参事の解任請求を受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 請求書の写し
- (2) 請求に対する措置方針
- (3) 請求日並びに請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員（准組合員を除く。）の数を記載した書類

注) 「第46条第1項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第86条第2項において準用する同法第46条第1項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第46条第1項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第46条第1項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第100条第3項において準用する同法第46条第1項」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。
さらに、会計主任の場合にあつては、「参事」とあるのを「会計主任」と変更すること。

水産業協同組合総会招集請求届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第47条の2第2項の規定に基づく組合員から総会招集の請求を受けましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 請求書の写し
- (2) 請求に対する措置方針
- (3) 請求日並びに請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数及び請求に同意した組合員（准組合員を除く。）の数を記載した書類

注) 「第47条の2第2項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第86条第2項において準用する同法第47条の2第2項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第47条の2第2項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第47条の2第2項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第47条の2第2項」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

さらに、総代会の場合にあつては、「総会」とあるのを「総代会」と、「第47条の2第2項」とあるのを「第52条第6項において準用する同法第47条の2第2項」と変更すること。

様式第 5 1 号（規則第 2 8 条第 1 項第 8 号関係）

決議の不存在（無効の確認）の提訴届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 5 1 条で準用する会社法第 8 3 0 条の規定に基づく総会又は総代会の決議の不存在（無効の確認）を求める訴えの提起を受けましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

（１）訴えの提起に至る経過を記載した書類

注）「第 5 1 条」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と変更すること。

様式第 5 2 号（規則第 2 8 条第 1 項第 9 号関係）

決議の取消しの提訴届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 5 1 条で準用する会社法第 8 3 1 条第 1 項の規定に基づく組合員、理事、監事又は清算人から決議の取消しを求める訴えの提起を受けましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

(1) 訴えの提起に至る経過を記載した書類

注) 「第 5 1 条」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と、水産加工業協同組合連合会にあつては、「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 5 1 条」と変更すること。

また、連合会の場合にあつては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第53号（規則第28条第1項第10号関係）

破産手続開始申立届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

破産法第18条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立てをいたしましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 関係書類（破産手続開始申立書や陳述書、債権者一覧表等）の写し
- (2) 財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- (3) 裁判所の受領書の写し

注) 申立者が組合等の理事若しくは清算人の場合にあつては「破産法第18条第1項」とあるのを、「破産法第19条第4項において準用する同条第1項及び第2項」と変更すること。

様式第54号（規則第28条第1項第11号関係）

破産手続開始決定届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

破産法第30条第1項の規定に基づく破産手続開始の決定を受けたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 破産手続開始の決定を受けた年月日及びその経過の概要を記載した書類
- (2) 破産手続開始の決定日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあっては、財産目録）
- (3) 破産手続開始決定通知書等の写し

様式第 5 5 号（規則第 2 9 条第 1 項関係）

役員職務代行者の選任請求書

年 月 日

三重県知事

あて

利害関係人（代表）住所
氏名

水産業協同組合法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、役員職務を行う者がいないため、遅滞により損害を生ずるおそれがありますので、一時役員職務を行う者の選任を、関係書類を添えて請求します。

【添付書類】

- (1) 請求するに至った経過、損害を生ずおそれのある理由その他組合の現況を具体的に記載した書類
- (2) 請求者が利害関係人であることを証する書類
- (3) 請求者が複数であるときは、請求者名簿

注) 「第 4 3 条第 1 項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第 8 6 条第 2 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と変更すること。

様式第 5 6 号（規則第 2 9 条第 1 項関係）

役員選挙（選任）総会の開催請求書

年 月 日

三重県知事

あて

利害関係人（代表）住所
氏名

水産業協同組合法第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、役員職務を行う者がいないため、遅滞により損害を生ずるおそれがありますので、役員を選挙（選任）する総会の招集を、関係書類を添えて請求します。

【添付書類】

- (1) 請求するに至った経過、損害を生ずおそれのある理由その他組合の現況を具体的に記載した書類
- (2) 請求者が利害関係人であることを証する書類
- (3) 請求者が複数であるときは、請求者名簿

注) 「第 4 3 条第 1 項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第 8 6 条第 2 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 1 項」と変更すること。

様式第 5 7 号（規則第 2 9 条第 2 項関係）

代表理事の職務代行者の選任請求書

年 月 日

三重県知事

あて

利害関係人（代表）住所
氏名

水産業協同組合法第 4 3 条第 3 項の規定に基づき、代表理事の職務を行う者がいないため、遅滞により損害を生ずるおそれがありますので、一時代表理事の職務を行う者の選任を、関係書類を添えて請求します。

【添付書類】

- （１）請求するに至った経過、損害を生ずおそれのある理由その他組合の現況を具体的に記載した書類
- （２）請求者が利害関係人であることを証する書類
- （３）請求者が複数であるときは、請求者名簿

注）「第 4 3 条第 3 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 3 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 3 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 4 3 条第 3 項」と変更すること。

様式第 5 8 号（規則第 3 0 条関係）

水産業協同組合検査請求書

年 月 日

三重県知事

あて

請求代表者の所属組合の名称

住所

氏名

水産業協同組合法第 1 2 3 条第 1 項の規定に基づき、組合の業務又は会計が法令や定款、規約などに違反する疑いがありますので、業務及び会計の状況の検査を、関係書類を添えて請求します。

【添付書類】

- (1) 請求理由書（請求するに至った経過等を含む。）
- (2) 同意者名簿
- (3) 請求日現在における組合員の総数に対する同意する組合員の数の割合を記載した書類

注) 連合会の場合にあっては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第 5 9 号（規則第 3 1 条関係）

決議（選挙、当選）の取消請求書

年 月 日

三重県知事

あて

請求代表者の所属組合の名称

住所

氏名

水産業協同組合法第 1 2 5 条第 1 項の規定に基づき、総会の招集手続、決議の方法又は選挙が法令、定款又は規約などに違反がありますので、決議（選挙、当選）の取消しを、関係書類を添えて請求します。

【添付書類】

- (1) 請求理由書（請求するに至った経過等を含む。）
- (2) 同意者名簿
- (3) 請求日現在における組合員（准組合員を除く。）の総数に対する同意する組合員（准組合員を除く。）の数の割合を記載した書類

注）連合会の場合にあっては、「組合員」とあるのを「会員」と変更すること。

様式第60号（規則第32条関係）

水産業協同組合解散認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第68条第2項の規定に基づき、解散について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 解散理由書
- (2) 解散を決議した総会の議事録謄本
- (3) 清算人名簿
- (4) 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

注) 「第68条第2項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第91条第2項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第5項において準用する同法第68条第2項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第5項において準用する同法第91条第2項」と変更すること。

水産業協同組合解散届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

水産業協同組合法第 6 8 条第 4 項の規定に基づき、解散をいたしましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書
- 2 総会の決議によって解散をした場合の追加書類
 - (1) 解散を決議した総会の議事録謄本
 - (2) 最近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書（非出資組合にあつては、財産目録）
 - (3) 清算人名簿
- 3 存続時期の満了によって解散をした場合の追加書類
 - (1) 存続時期の満了となった年月日及びその経過の概要を記載した書類
 - (2) 清算人名簿
- 4 破産手続き開始の決定によって解散をした場合の追加書類
 - (1) 破産手続き開始の決定を受けた年月日及びその経過の概要を記載した書類
 - (2) 破産手続き開始の決定日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）
 - (3) 破産手続き開始決定通知書等の写し

注) 「第 6 8 条第 4 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 1 条第 4 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 5 項において準用する同法第 6 8 条第 4 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法第 9 1 条第 4 項」と変更すること。

様式第 6 2 号（規則第 3 3 条第 2 項関係）

水産業協同組合解散届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

水産業協同組合法第 6 8 条第 6 項の規定に基づき、解散をいたしましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 組合員（准組合員を除く。）が規定する人数未満となった年月日及びその経過の概要を記載した書類
- (2) 清算人名簿
- (3) 組合員（准組合員を除く。）が規定する人数未満となった日における財産目録及び貸借対照表（非出資組合にあつては、財産目録）

注) 「第 6 8 条第 5 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 1 条第 5 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 5 項において準用する同法第 6 8 条第 5 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法第 9 1 条第 5 項」と変更すること。

様式第 6 3 号（規則第 3 3 条の 2 関係）

水産業協同組合継続届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 6 8 条の 3 第 1 項の規定に基づき、継続をしましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 継続理由書
- (2) 継続を決議した総会の議事録謄本

注) 「第 6 8 条の 3 第 1 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 5 項において準用する同法第 6 8 条の 3 第 1 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 5 項において準用する同法第 6 8 条の 3 第 1 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法第 6 8 条の 3 第 1 項」と変更すること。

様式第 6 4 号（規則第 3 4 条関係）

水産業協同組合解散登記完了届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

組合等登記令第 7 条の規定に基づく解散登記を完了しましたので、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第65号（規則第35条関係）

水産業協同組合財産処分の方法等届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

水産業協同組合法第75条第1項の規定に基づく財産目録、貸借対照表及び財産処分の方法についての承認を総会において得ましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 財産目録
- (2) 貸借対照表（非出資組合にあつては不要）
- (3) 財産処分の方法を記載した書類
- (4) 総会議事録謄本

注) 「第75条第1項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第86条第4項において準用する同法第75条第1項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第5項において準用する同法第75条第1項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第5項において準用する同法第75条第1項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第5項において準用する同法第75条第1項」と変更すること。

様式第 66 号（規則第 36 条第 1 項関係）

水産業協同組合清算終了登記完了届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

組合等登記令第 10 条の規定に基づく清算終了の登記を完了しましたので、登記事項証明書を添えて届け出ます。

水産業協同組合合併認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

設立委員長 組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 6 9 条第 2 項の規定に基づき、（組合の名称）と（組合の名称）との合併による（組合の名称）の設立について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 合併の理由書
- (2) 合併により設立される組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
- (3) 合併により設立される組合の事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）
- (4) 合併の経過報告書
- (5) 合併を決議した総会の議事録謄本
- (6) 合併契約の内容を記載した書類（合併契約書及び覚書の謄本）
- (7) 合併により設立される組合の組合員数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類
- (8) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等、非出資組合にあつては財産目録）
- (9) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の経たことを証する書類（官報の写し等）
- (10) 合併により設立される組合の役員の履歴書並びに理事の定数の 3 分の 2 以上が組合員（准組合員を除く。）である資格及び水産物の販売等に関し実践的な能力を有する理事がいる場合はこれを証する書類
- (11) 各組合の総会において組合員（准組合員を除く。）の中から選任された設立委員であることを証する書類及び設立委員会の議事録謄本

注) 「第 69 条第 2 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 2 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 2 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 2 項」と変更すること。

水産業協同組合合併認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

存続する組合の名称

代表者の氏名

解散する組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 69 条第 2 項の規定に基づき、（組合の名称）が（組合の名称）を吸収合併することについて認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 合併の理由書
- (2) 合併により存続する組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
- (3) 合併により存続する組合の事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）
- (4) 合併の経過報告書
- (5) 合併を決議した総会の議事録謄本
- (6) 合併契約の内容を記載した書類（合併契約書及び覚書の謄本）
- (7) 合併により存続する組合の組合員数、出資の総口数及び総額並びに事務所の位置を記載した書類
- (8) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等、非出資組合にあつては財産目録）
- (9) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の手続を経たことを証する書類（官報の写し等）
- (10) 合併により存続する組合の役員 of 履歴書及び理事の定数の 3 分の 2 以上が組合員（准組合員を除く。）である資格を証する書類

3 合併により存続する組合が、法第69条の2第1項の規定に基づく総会の決議を経ない場合の追加書類

(1) 合併により存続する組合が、合併を決議した理事会の議事録謄本

(2) 合併により消滅する組合の総組合員（准組合員を除く。）の数が、存続する組合の総組合員の数の5分の1を超えていないことを証する書類

(3) 合併により消滅する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額が、合併により存続する組合の最終の貸借対照表において現存する資産の額の5分の1を超えていないことを証する書類

(4) 合併により存続する組合の総組合員の6分の1以上の組合員（准組合員を除く。）が、合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書類

なお、合併を決議した総会の議事録謄本については、合併により解散する組合のもののみとする。

注) 「第69条第2項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第5項において準用する同法第69条第2項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第5項において準用する同法第69条第2項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第5項において準用する同法第69条第2項」と変更すること。

連合会の権利義務の包括承継認可申請書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 91 条の 2 第 2 項において準用する法第 69 条第 2 項の規定に基づき、当組合は、（連合会の名称）の権利義務の包括承継について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

【添付書類】

- (1) 承継の理由書
- (2) 承継後の組合の定款（定款附属書漁業協同組合役員選挙（選任）規程、定款附属書組合員資格審査規程等必要な規程を含む。）
- (3) 承継後の組合の事業計画書（承継後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項及び承継の日を含む事業年度以後 3 事業年度の事業計画を内容に含むものに限る。）
- (4) 承継の経過報告書
- (5) 承継を決議した総会の議事録謄本
- (6) 承継契約の内容を記載した書類（承継契約書及び覚書の謄本）
- (7) 組合の債権者の閲覧に供するために作成した計算書類（財産目録及び貸借対照表等、非出資組合にあつては財産目録）
- (8) 官報での公告及び債権者への各別の催告又は定款に規定する新聞への掲載若しくは電子公告並びに債権者から異議のないことの確認及び異議を述べた債権者に弁済若しくは担保の提供又は金融機関への財産の信託の経手したことを証する書類（官報の写し等）
- (9) 連合会の会員に準会員がないことを証する書類
- (10) 持分が第三者の権利の目的となっていないことを証する書類

注) 「第 91 条の 2 第 2 項」とあるのを、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 5 項において準用する同法第 91 条の 2 第 2 項」と変更すること。

様式第70号（規則第39条関係）

水産業協同組合合併（承継）登記完了届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

組合等登記令第8条の規定に基づく合併（承継）の登記を完了しましたので、登記事項証明書を添えて届け出ます。

様式第 7 1 号（規則第 4 0 条第 1 項関係）

漁業生産組合設立届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 8 5 条の 2 第 4 項の規定に基づき、組合を設立しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書
- (2) 定款（定款附属書漁業生産組合役員選挙（選任）規程等必要な規程を含む。）
- (3) 事業計画書
- (4) 設立経過報告書

様式第72号（規則第40条第2項関係）

漁業生産組合定款変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第84条の7第2項の規定に基づき、定款を変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 変更後の定款
- (2) 変更理由書
- (3) 変更条文の新旧対照表

様式第73号（規則第40条第3項関係）

漁業生産組合合併届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第85条の5第3項の規定に基づき、組合を合併しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書（合併によって設立した生産組合にあつては、登記事項証明書及び定款）
- (2) 合併後存続し、又は合併により設立した生産組合の事業計画書
- (3) 合併経過報告書

漁業生産組合解散届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表者の氏名

水産業協同組合法第 8 5 条の 4 第 2 項の規定に基づき、組合を解散しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書
- (2) 最近の財産目録及び貸借対照表
- (3) 総会の決議によって解散した場合にあっては、解散の決議に係る総会の議事録
謄本
- (4) 破産手続開始の決定又は存続時期の満了となった場合にあっては、その年月日
及び経過の概要を記載した書類
- (5) 破産手続開始の決定の場合にあっては、破産手続開始決定通知書等の写し
- (6) 法第 8 5 条の 4 第 1 項に規定する生産組合員が 3 人未満になり、そのなった日
から引き続き 6 月間その生産組合員が 3 人以上にならなかった場合に、その 6
月を経過して解散するときにあつては、その年月日及び経過の概要を記載した
書類

様式第75号（規則第40条第5項関係）

漁業生産組合破産手続開始申立届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第85条の8第1項の規定に基づき、破産手続開始の申立てをいたしましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 関係書類（破産手続開始申立書や陳述書、債権者一覧表等）の写し
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 裁判所の受領書の写し
- (4) 破産手続開始の公告の写し

様式第76号（規則第40条第6項関係）

漁業生産組合清算結了届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称

代表清算人の氏名

水産業協同組合法第85条の14の規定に基づき、清算を結了しましたので、関係種類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書
- (2) 清算事務決算報告書

様式第 77 号（規則第 40 条第 7 項関係）

漁業生産組合組織変更届

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

水産業協同組合法第 86 条の 10 の規定に基づき、組合を組織変更しましたので、関係書類を添えて届け出ます。

【添付書類】

- (1) 登記事項証明書
- (2) 組織変更計画書
- (3) 組織変更の決議に係る総会の議事録謄本

様式第78号（規則第40条第8項関係）

漁業生産組合業務報告書提出書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

当組合の第____事業年度の業務報告書を提出します。

別 表 2

参考様式1（様式第3号関係）

〇〇漁業にかかる自営事業計画書

1. 事業の目的

2. 事業実施場所（地区）

3. 3ヶ年生産計画

魚種		年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度
	生産量 (kg)				
	生産額 (千円)				
	生産量 (kg)				
	生産額 (千円)				
合計	生産量 (kg)				
	生産額 (千円)				

4. 3ヶ年収支計画

科目		年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	特記事項
収入						
	小計					
支出						
	小計					
営業利益						

5. 従事者数：

参考様式2（様式第3号関係）

出資一口の増額について書面による同意のあったことの証明書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

下記のとおり、出資一口の増額について書面による同意があったことを証明します。

記

組合の総組合員数	左のうち同意者数

（注）別途組合員の自署による同意書を保管しておくこと。

参考様式 3（様式第 3 号、第 2 5 号及び第 2 7 号関係）

債権者保護に関する手続きについての証明書
（異議を述べた債権者がいない場合）

年 月 日開催の第 回通常総会における決議による出資一口の金額の減少について、水産業協同組合法第 5 3 条第 3 項の規定に基づき、別添写しのとおり債権者に対して官報での公告及び〇〇新聞での広告をしたところ、所定の期間内に異議を述べた債権者がなかったことに相違ありません。

年 月 日

組合の名称
代表者の氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

代表監事の氏名

注) 「第 5 3 条第 3 項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 3 項において準用する同法第 5 3 条第 3 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 3 項において準用する同法第 5 3 条第 3 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 3 項において準用する同法第 5 3 条第 3 項」と変更すること。
また、債権者へ各別に催告を行った場合にあつては、「第 5 3 条第 3 項」とあるのを「第 5 3 条第 2 項」と、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

信用事業の全部（一部）の譲渡（様式第25号関係）の場合

注）「出資一口の金額の減少」とあるのを「信用事業の全部（一部）の譲渡」と、「第53条第3項」とあるのを、「第54条の2第6項において準用する同法第53条第3項」と変更すること。

また、債権者へ各別に催告を行った場合にあつては、「第53条第3項」とあるのを「第54条の2第6項において読み替えて準用する同法第53条第2項」と、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

さらに、「第54条の2第6項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と変更すること。

共済事業の全部（一部）の譲渡（様式第27号関係）の場合

注）「出資一口の金額の減少」とあるのを「共済事業の全部（一部）の譲渡」と、「第53条第3項」とあるのを、「第54条の4第3項において準用する同法第53条第3項」と変更すること。

また、債権者へ各別に催告を行った場合にあつては、「第53条第3項」とあるのを「第54条の4第3項において読み替えて準用する同法第53条第2項」と、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

さらに、「第54条の4第3項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と変更すること。

参考様式4（様式第3号、第25号及び第27号関係）

債権者保護に関する手続きについての証明書
（異議を述べた債権者を害するおそれがない場合）

年 月 日開催の第 回通常総会における決議による出資一口の金額の減少について、別添写しのとおり官報での公告及び〇〇新聞での広告をしたところ、下記の者から異議の申し出がありました。

この債権者の下記の債権については、水産業協同組合法第54条第2項に基づく弁済期における弁済が確実であり、出資一口の金額の減少をしても同債権者を害するおそれがないことに相違ありません。

記

1. 債権の概要

債権者

債権額 円

弁済期 年 月 日

担保の有無

2. 組合の資産状況等

財産目録及び貸借対照表のとおり

年 月 日

組合の名称

代表者の氏名

注) 「第54条第3項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第54条第3項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第54条第3項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第54条第3項」と変更すること。また、法第53条第2項に基づく債権者へ各別に催告を行った場合には、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

なお、「弁済期における弁済が確実であり」とあるのを、法第54条第2項に基づく担保の提供を行った場合にあつたは、「別添担保提供証明書のとおり、相当の担保を提供しており」と、信託会社等への財産の信託を行った場合にあつたは、「別添信託契約書のとおり、弁済を目的とした相当財産の信託をしており」と変更すること。

信用事業の全部（一部）の譲渡（様式第25号関係）の場合

注）「出資一口の金額の減少」とあるのを「信用事業の全部（一部）の譲渡」と、「第54条第2項」とあるのを、「第54条の2第6項において準用する同法第54条第2項」と変更すること。

また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

さらに、「第54条の2第6項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第54条の2第6項」と変更すること。

共済事業の全部（一部）の譲渡（様式第27号関係）の場合

注）「出資一口の金額の減少」とあるのを「共済事業の全部（一部）の譲渡」と、「第54条第2項」とあるのを、「第54条の4第3項において準用する同法第54条第2項」と変更すること。

また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

さらに、「第54条の4第3項」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「第92条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と、水産加工業協同組合にあつては「第96条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第100条第3項において準用する同法第54条の4第3項」と変更すること。

参考様式5（様式第3号関係）

水産業協同組合法第17条第1項に基づく常時従事者に係る証明書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

下記のとおり、常時従事する者の1/3以上が組合員又は組合員と世帯を同じくする者であることを証明します。

記

漁業の名称	総従事者数	左のうち組合員数又は組合員と世帯を同じくする者の数

（注）別途組合員又は組合員と世帯を同じくする者を明記した従事者名簿を整備しておくこと。

参考様式6（様式第3号関係）

水産業協同組合法第17条第2項に基づく書面による同意のあったことの証明書

年 月 日

三重県知事

あて

組合の名称
代表者の氏名

下記のとおり、水産業協同組合法第17条第2項に基づく書面による同意があったことを証明します。

記

漁業の名称	組合の総組合員数	左のうち同意者数

（注）別途組合員の自署による同意書を保管しておくこと。

参考様式7（様式第16号関係）

信用供与等限度額の特例承認に係る理由書

(1) 自己資本の額及び信用供与等限度額

(単位：百万円)

自己資本の額 A	
信用供与等限度額 B = A × 25%	

(2) 同一人に対する信用の供与等の詳細

(単位：百万円)

信用の供与等を受ける者	
信用の供与等を受ける者の所在地	
信用の供与等を受ける者の 事業の内容	
取引の概要	
信用の供与等の額 C = Dの合計 - E	
各勘定科目の信用の供与等の額 (控除前) D	
控除項目の額 E	
信用供与等限度額を超過する額 F = C - B	
自己資本の額に対する比率 F / A	%
理 由	

※記入上の留意点

1. 信託業務を営む組合が元本補填付き金銭信託に係る信託契約を締結している場合には、組合勘定と元本補填付き金銭信託に係る信託勘定の合計を記載する。
2. 「自己資本の額」欄には、信用事業命令第15条第2項に定める自己資本の額（法第11条の14第2項（法第92条第1項において準用する場合を含む。）による承認の申請の場合は、信用事業命令第18条第4項に定める自己資本の純合計額）を記載すること。

なお、直近決算期末（直近が仮決算期末の場合は直近仮決算期末。以下同じ。）以降に自己資本額が大きく変動するような事案が生じている場合を除き、直近決算期末の計数を欄外にそのことを明記した上で用いることができる。

3. 「信用の供与等を受ける者」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てを記載する。
4. 「信用の供与等を受ける者の事業の内容」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者の全てについて、「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件」に定める日本標準産業分類表に掲げる中分類（大分類J－金融業、保険業に属する場合にあっては細分類）により記載する。
5. 「取引の概要」欄には、受信者グループに属する信用の供与等を受けている者との取引のうち主たるものの内容が分かるように記載する。

（記載例）・〇〇に対する設備資金の融資

・〇〇の発行する第〇回普通社債（〇〇年〇月〇日償還）の保有

6. 「各勘定科目の信用の供与等の額（控除前）」欄には、以下の勘定科目毎に信用の供与等の額を記載する。

「買現先」（信用事業命令第14条第1項第2号）、「貸出金」（同項第3号）、「債務保証見返」（同条第2項）、「債務の保証」（平成26年金融庁・農林水産省告示第12号（以下「告示」という。）第2条）、「株式及び出資」（信用事業命令第14条第3項）、「預け金」（同条第4項第1号）、「債券貸借取引支払保証金」（同項第2号）、「買入手形」（同項第3号）、「買入金銭債権」（同項第4号）、「金銭の信託」（同項第5号）、「商品有価証券」（同項第6号）、「有価証券（社債等）」（同項第7号）、「外国為替」（同項第8号）、「その他資産」（同項第9号）、「コミットメント等」（告示第3条第1号）、「デリバティブ」（同条第2号）、「証券化エクスポージャーに該当するオフ・バランス取引」（同条第3号）

7. 「自己資本の額に対する比率」欄には、小数第2位（小数第3位以下を四捨五入）まで記載する。
8. 「理由」欄には、信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由、信用供与等限度額超過の解消に向けた今後の取組み（信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を策定しない場合にはその理由を含む。）等を具体的に記載する。

子会社の概要書

会社 の 概 要	商号又は名称	
	主たる営業所又は 事務所の位置	
	従たる営業所の所在地	
	業務の内容	(省令第 88 条 (第 85 条又は信用事業命令第 26 条) 第○項第○号に該当)
	資本金	
	役員 の 役職名 及び 氏名	
	会社の状況 (直近の決算期より)	売上高： 経常損益： 当期損益： 総資産：
	役員及び従業員の数	
	主要株主等の構成	A 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) B 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %) C 社 個 (総株主の議決権に対する割合 %)
保有議決権数	個 (総株主の議決権に対する割合 %)	
理由		
事実の発生した (する) 期日	年 月 日 ()	

※記入上の留意点

1. 「会社の状況」については、当該会社の規模、収益状況等会社の財務状況がわかる項目を適宜記入する。ただし、本欄の項目に必ずしもこだわらない。
2. 変更の場合は、変更する項目欄について、変更前及び変更後に区分して記載する。

参考様式 9 (様式第 37号関係)

財務・管理状況報告書

子会社等の名称			
連結対象		連結の範囲 ・ 持分法の適用	
法人の形態			
業種区分			
業種区分の備考			
設立等事由			
設立年月日			
特記事項			
保有議決権割合		当組合保有分	(%)
		組合の子会社及び子法人等保有分	(%)
		他の組合保有分	(%)
		その他	(%)
		計	(%)
会社の役員数		(人)	
		うち組合出身の役員・使用人の数	(人)
財産状態		資産計	(千円)
		うち当組合に対する債権	(千円)
		負債計	(千円)
		うち当組合配当額に対する債務	(千円)
		資本計	(千円)
		うち資本金	(千円)
損益状況		当期売上高	(千円)
		経常利益	(千円)
		当期純利益	(千円)
剰余金の配当状況		配当額	(千円)
管理状況	管理・運営の基本方針	組合の中長期的な経営計画及び経営戦略の中での子会社等の位置付け及び役割の明確化の有無	有 ・ 無
		子会社等における経営計画及び経営戦略の策定の有無	有 ・ 無
	子会社等の管理業務の所管	子会社等の管理部門	
		子会社等管理規程の有無	有 ・ 無
	理事会への報告	子会社等決算概況	有 ・ 無
		子会社等事業実績の有無	有 ・ 無
		その他理事会が指示した事項	有 ・ 無
監査		有 ・ 無	
備考			

※記入上の留意点

1. 「事業年度」は、前年4月1日から当年3月31日の間に終了した事業年度について（期間内に設立した場合は、3月31日現在で可能な範囲で）記入する。
2. 管理状況の調査時点は、当該調査年度の4月1日とする。
3. 「連結対象」は、連結の範囲の法人か、持分法の適用により連結財務諸表に計上される法人かいずれかに○を記入する。
4. 「法人の形態」は、以下の区分から選択し、記号で記入する。

区分	法人の形態
イ	子会社
ロ	子法人等(子会社を除く。)
ハ	関連法人等

5. 「業種区分」は、主たるものを以下の区分から選択し、記号で記入する。

区分	業種区分
A	信用事業（信用事業子会社に該当するもの。）
B	共済事業（共済事業子会社に該当するもの。）
C	石油供給（D、Eを除く。）
D	資材類供給（C、Eを除く。）
E	生活物資供給（C、Dを除く。）
F	販売事業
G	加工事業
H	製氷・冷凍冷蔵事業
I	自営事業
J	リース事業
K	不動産事業
L	旅行事業
M	福祉事業
N	葬祭業
O	運送・輸送業
P	その他（具体的に業種区分の備考欄に記入する。）

6. 「設立等事由」は、以下の区分から選択し、記号で記入する。

区分	事由
1	組合と就業形態が異なり、統一的労務管理が困難なため
2	高度な専門知識又は特殊な技能を必要とするため
3	他の組合又は連合会と共同して事業を行うため
4	地方公共団体(独立行政法人を含む。)と共同して事業を行うため
5	その他（具体的に特記事項に記入する。）

7. 「財産状態」は、貸借対照表を、「損益状況」は、損益計算書をもとに作成する。
8. 「剰余金の配当状況」は、株主資本等変動計算書に注記された当該事業年度の末日後に行う剰余金の配当額を記入する。
9. 「子会社等の管理部門」は、具体的な管理部門の名称を記入する。

参考様式10（様式第38号関係）

不祥事件の概要
（第 報）

（ 年 月 日現在）

1 都道府県名		2 組 合 名	
3 当初報告	年 月 日	4 発生した部門	（共済・販売・購買・その他）
5 不祥事件の種類	（業務上横領・窃盗・詐欺・背任・現金紛失・強盗・盗難等）	6 当事者の地位	（管理職・一般職・臨時職・派遣等）
7 経営上の特徴等	ア 組合員数 正 准		エ 貯 金
			オ 貸付金
	イ 役員数 理事 監事		カ 販売取扱高
	ウ 職員数 （うち信用部門）		キ 資 本
8 不祥事件の 行われた時期	自 年 月 至 年 月 期間 年 か月		
9 経過概要			
10 当 事 者	ア 職名		オ 組合等 （前身団体 を含む。） 在職年数
	イ 氏名		
	ウ 性別		カ 性行、 私的環境、 その他
	エ 年齢		
11 原因動機	（当事者が不正を行うに至った背景・事情を記入する。）		
12 利用した手口	（不正の手口のためにとった手段等を記入する。）		
13 隠ぺいのため 特にとったと 思われる手段	（不正の隠蔽のためにとった手段等を記入する。）		

14 発覚の時期等	ア 発覚の年月	年 月	イ 発生から 発覚までの 期間	年 月
	ウ 不祥事件の発生から発覚までの期間における行政庁検査、連合会 監査、監事検査、内部検査の実施状況			
	行政庁の検査	連合会監査	監事監査	内部検査
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
15 発覚の端緒 (該当に○)	ア 行政庁の検査 オ 警察の調査	イ 連合会監査 カ 投書・電話	ウ 監事監査 キ 役職員の発見	エ 内部監査 ク その他 ()
16 事後措置等	組合のとした措置			
	ア 当事者に対する 処分			
	イ その他			
	ウ 司法の措置 (該当に○)	起 訴 判 決 罪 名	有 ・ 無 有罪・無罪	年 月 年 月
17 被害状況	被害額 (A) 千円			
	補填額又は補填見込額 (B) 千円	当事者		
		親 戚		
		保証人		
		役 員		
		職 員		
計				
実被害額 (A) - (B) 千円				
18 再発防止策等	コンプライアンス・マニュアル策定の有無	有 ・ 無		
	コンプライアンス規程策定の有無	有 ・ 無		
	不祥事対応・防止マニュアル策定の有無	有 ・ 無		
	連続職場離脱の実施の有無 (「有」の場合：実施割合(実施者数/職員数))	有 ・ 無 (/)		
	不祥事件等が防 げなかった管理 上の問題点	(未然に防げなかった組合の問題点を記入する。)		

18 再発防止策等	講じた再発防止策	(発生原因を踏まえ、直ちに実施した再発防止策を具体的に記入する。また、再発した組合については、何故前回策定した再発防止策が有効に機能しなかったのか、反省点を含めて記入する。)
	講じる再発防止策	(発生原因を踏まえ、今後講じていく再発防止策を具体的に記入する。)
	上記再発防止策の履行状況を確認するための手段	(上記再発防止策の履行状況をチェックするけん制体制(ダブルチェック)を具体的に記入する。また、再発した組合については、前回の再発防止策の履行状況についても記入する。)
19 超過理由	報告年月日	年 月 日
	(報告遅延理由)	(行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合(施行規則第224条第5項に違反する場合は、報告遅延理由を記入する。)
20 報告書作成者	所属・役職	
	氏名	

※記入上の留意点

- 第1報は、不祥事件等の発生を知った時点で知り得る範囲の情報を速やかに、本様式に記入して報告すること。
また、発生原因(調査・解明部署が行った調査結果を含む。)、被害状況、当事者等への処分及び再発防止策については確定次第、第2報等として、速やかに再報告すること。
なお、報告した内容に未定事項がある場合、追加事項がある場合又は変更事項がある場合は、確定次第速やかに再報告すること。
- 第2報以降、追加で記述した部分はアンダーラインを付すこと。
- 「超過理由」については、行政庁への報告が不祥事件等の発覚した日から1ヶ月を超えている場合のみ記載すること

◎不祥事件とは、組合の役員又は職員が次に掲げる行為を行ったことをいう。

- ①組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
- ②出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律又は預金等に係る不当契約の取締に関する法律に違反する行為
- ③金融商品取引法の禁止行為の規定に違反する行為
- ④共済契約の締結等に関する禁止行為の規定に違反する行為
- ⑤組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められる現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。）
- ⑥その他組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

監査報告書

私たち監事は、 年 月 日から 年 月 日までの第 事
業年度の理事の職務の執行を監査しました。

その結果について、以下のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。

また、子法人等については、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討しました。

さらに、会計帳簿等の調査を行い、当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、注記表、剰余金処分案（損失処理案）及びこれらの附属明細書について検討しました。

2 監査の結果

- (1) 貸借対照表、損益計算書、注記表及びこれらの附属明細書は、組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。
- (2) 剰余金処分案（又は損失処理案）は、法令及び定款に適合し、かつ組合の財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び定款に従い組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

年 月 日

〇〇漁業協同組合 代表監事 〇〇 〇〇
監事 〇〇 〇〇
監事 〇〇 〇〇

※記入上の留意点

1. 指摘すべき事項がある場合には、その旨とその事実について明瞭かつ簡潔に記載する。

【指摘事項がある場合の記載例】

(5) 業務及び会計において、法令及び定款に違反し、かつその他の事情に照らして指摘すべき事項が以下のとおり認められます。

- ① ○○年○月の役員改選に伴う変更登記について、代表理事の重任登記をしていないことが認められたので、適切に手続きを行う必要があります。
- ② ○○年3月末決算の棚卸について、棚卸資産に差異が認められ、さらに、棚卸差損として経理処理されていないことが認められたので、規程を遵守し、適正に処理する必要があります。
- ③ 諸規程等の整備状況について、検査日現在で次のとおり不備事項が認められたので、すみやかに規程等を整備する必要があります。
 - 1) 「利用及び漁場利用業務規程」第○条及び「製氷冷凍冷蔵業務規程」第○条における「別に定める料金表」を改訂していないこと。
 - 2) 定款第○条第○項では、職員退職給付引当金に関して「職員退職給付規程」と規定しているものの、実際には「退職給与規程」を定めて運用しており、規程の名称が整合していないこと。

なお、監査のために必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由を該当する項に記載する。

2. 「監査の結果」の記載にあたっては、継続組合の前提に係る事象又は状況、重大な事故又は損害、重大な係争事件など、組合の状況に関する重要な事実がある場合には、事業報告書などの記載を確認のうえ、監査報告書に記載すべきかについて検討し、必要あると認めた場合には記載する。
3. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を認めた場合には、その事実を具体的に記載する。
4. 「3 追記情報」の記載すべき事項としては、①正当な理由による会計方針の変更、②重要な偶発事象、③重要な後発事象等のうち、監事の判断に関して、説明を付す必要がある事項又は決算関係書類及びその附属明細書の内容のうち強調する必要がある事項である。

【追記情報がある場合の記載例】

3 追記情報

- (1) 重要な会計方針に関する注記○に記載のとおり、組合は当事業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用しておりますが、この変更は会計基準の改正によるものであり、相当と認めます。

参考様式 1 2 (様式第 4 6 号、第 4 9 号及び第 5 0 号関係)

同意する組合員に係る報告書

1. 請求日 年 月 日

2. 請求日現在における組合員の総数に対する同意する組合員の数の割合

組合員の総数	左のうち同意する 組合員の数	同意する組合員の割合

以上のとおり報告します。

年 月 日

請求代表者の所属組合の名称

住所

氏名

注) 別途同意者名簿を整備しておくこと。

参考様式 1 3 (様式第 5 8 号及び第 5 9 号関係)

同意する組合員に係る報告書

1. 請求日 年 月 日

2. 請求日現在における組合員の総数に対する同意する組合員の数の割合

組合員の総数	左のうち同意する 組合員の数	同意する組合員の割合

以上のとおり報告します。

年 月 日

請求代表者の所属組合の名称

住所

氏名

参考様式 1 4 (様式第 6 7 号から第 6 9 号関係)

債権者保護に関する手続きについての証明書
(異議を述べた債権者がいない場合)

年 月 日開催の第 回通常総会における決議による漁業協同組合の合併について、水産業協同組合法第 6 9 条第 4 項において準用する同法第 5 3 条第 3 項の規定に基づき、別添写しのとおり債権者に対して官報での公告及び〇〇新聞での広告をしたところ、所定の期間内に異議を述べた債権者がなかったことに相違ありません。

年 月 日

組合の名称
代表者の氏名

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

代表監事の氏名

注) 「漁業協同組合」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「漁業協同組合連合会」と、水産加工業協同組合にあつては「水産加工業協同組合」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「水産加工業協同組合連合会」と変更すること。
また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「第 5 3 条第 3 項」とあるのを「第 5 3 条第 2 項」と、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。
さらに、「第 6 9 条第 4 項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第 8 6 条第 4 項において準用する同法第 6 9 条第 4 項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第 9 2 条第 5 項において準用する同法第 6 9 条第 4 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 9 6 条第 5 項において準用する同法第 6 9 条第 4 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 1 0 0 条第 5 項において準用する同法第 6 9 条第 4 項」と変更すること。

連合会の権利義務の包括承継（様式第69号関係）の場合

注）漁業協同組合連合会にあつては、「漁業協同組合の合併」とあるのを「漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継」と、「第69条第4項」とあるのを、「第91条の2第2項において準用する同法第69条第4項」と変更すること。

なお、水産加工業協同組合連合会にあつては、「漁業協同組合の合併」とあるのを「水産加工業協同組合連合会の権利義務の包括承継」と、「第69条第4項」とあるのを、「第100条第5項において準用する同法第69条第4項」と変更すること。また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「第53条第3項」とあるのを「第53条第2項」と、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

債権者保護に関する手続きについての証明書
(異議を述べた債権者を害するおそれがない場合)

年 月 日開催の第 回通常総会における決議による漁業協同組合の合併について、別添写しのとおり官報での公告及び〇〇新聞での広告をしたところ、下記の者から異議の申し出がありました。

この債権者の下記の債権については、水産業協同組合法第 69 条第 4 項において準用する同法第 54 条第 2 項に基づく弁済期における弁済が確実であり、漁業協同組合の合併をしても同債権者を害するおそれがないことに相違ありません。

記

1. 債権の概要

債権者

債権額 円

弁済期 年 月 日

担保の有無

2. 組合の資産状況等

財産目録及び貸借対照表のとおり

年 月 日

組合の名称

代表者の氏名

注) 「漁業協同組合」とあるのを、漁業協同組合連合会にあつては「漁業協同組合連合会」と、水産加工業協同組合にあつては「水産加工業協同組合」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「水産加工業協同組合連合会」と変更すること。

また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

さらに、「第 69 条第 4 項」とあるのを、漁業生産組合にあつては「第 86 条第 4 項において準用する同法第 69 条第 4 項」と、漁業協同組合連合会にあつては「第 92 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 4 項」と、水産加工業協同組合にあつては「第 96 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 4 項」と、水産加工業協同組合連合会にあつては「第 100 条第 5 項において準用する同法第 69 条第 4 項」と変更すること。

なお、「弁済期における弁済が確実であり」とあるのを、法第54条第2項に基づく担保の提供を行った場合は、「別添担保提供証明書のとおり、相当の担保を提供しており」と、信託会社等への財産の信託を行った場合は、「別添信託契約書のとおり、弁済を目的とした相当財産の信託をしており」と変更すること。

連合会の権利義務の包括承継（様式第69号関係）の場合

注）漁業協同組合連合会にあつては、「漁業協同組合の合併」とあるのを「漁業協同組合連合会の権利義務の包括承継」と、「第69条第4項」とあるのを、「第91条の第2項において準用する同法第69条第4項」と変更すること。

なお、水産加工業協同組合連合会にあつては、「漁業協同組合の合併」とあるのを「水産加工業協同組合連合会の権利義務の包括承継」と、「第69条第4項」とあるのを、「第100条第5項において準用する同法第69条第4項」と変更すること。また、債権者へ各別に催告を行った場合には、「〇〇新聞での広告」とあるのを「各別への催告」と変更すること。

清算事務決算報告書

清算人は、清算事務の全部を終了したので、その結果を以下のとおり報告します。

- 1 清算人は、就任後遅滞なく組合財産の現況を調査のうえ、財産目録及び貸借対照表を作成し、
年 月 日開催の組合員総会において、その承認を受けた。
- 2 清算人は、
年 月 日付け、
年 月 日付け及び
年 月 日付け官報に公告して組合債権者に対し、債権申し出の催告をし、かつ
年 月 日知れている債権者に対しては、格別に債権申し出の催告書を発送し催告を行った。
- 3 清算人は、
年 月 日現務の終了、諸債権の取り立て、諸債務の支払いのすべてを完了し、後記の貸借対照表のとおり、残余財産を換価した。
同日組合員に対して、その持ち分に応じて、次のとおり残余財産を分配した。

(1) 債務の取り立て、資産の処分その他の行為によって得た収入の額	円
(2) 債務の弁済、清算に係る費用の支払その他の行為による費用の額	円
(3) 残余財産換価額	円
(4) 組合員への分配額合計	円
(5) 1口あたりの分配額 (発行済株式の総数 口)	円

以上のとおり報告します。

年 月 日

組合の住所
名称
代表清算人の名称

最終の貸借対照表（ ○年○月○日）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
現金 銀行預金		資本金 当期損失金	
合計		合計	